

平成 2 5 年度筑前町予算審査特別委員会記録（1 日目）	
招集年月日	平成 2 5 年 3 月 1 2 日（火）
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 2 5 年 3 月 1 3 日（水） 9 時 3 0 分
散 会	平成 2 5 年 3 月 1 3 日（水） 1 5 時 1 1 分
正副委員長	委員長 矢 野 勉 副委員長 一 木 哲 美
出席委員	議 長 宮 原 均 1 番 山 本 久 矢 3 番 栞 野 光 雄 4 番 田 中 政 浩 5 番 石 丸 時次郎 6 番 川 上 康 男 7 番 福 本 秀 昭 8 番 久 保 大 六 9 番 一 木 哲 美 1 0 番 梅 田 美代子 1 1 番 藤 野 久 1 2 番 内 堀 靖 子 1 3 番 河 内 直 子 1 4 番 金 子 保 次 1 5 番 矢 野 勉
出席委員	1 5 名
欠席委員	な し
会議事件説明 の為に出席し た者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 畠 中 誠 二 教 育 長 大 雄 信 英 総務課長 広 田 博 文 企画課長 伊 藤 宗 彦 財政課長 岩 下 定 幸 税務課長 森 部 純 一 納税推進室長 大 庭 俊 一 住民課長 小 林 秋 彦 健康課長 吉 郷 豊 環境防災課長 砥 綿 淳 二 建設課長 美 根 勉 都市計画課長 金 子 一 智 農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 村 賢 治 農林商工課長 山 本 一 洋 出納室長 川 波 厚 志 下水道課長 村 下 大 成 水道課長 原 口 博 文 福祉課長 倉 地 善 一 こども課長 久 家 和 文 教育課長 佐 藤 繁 人 生涯学習課長 入 江 哲 生
欠 席 者	な し
職務のために 出席した者の 職氏名	議会事務局長 松 尾 政 記 議会事務局主査 吉 塚 三千代 財政課財政係長 古 川 秀 志

付 記 事 件	議案第 21号	平成25年度筑前町一般会計予算について
	議案第 22号	平成25年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について
	議案第 23号	平成25年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について
	議案第 24号	平成25年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
	議案第 25号	平成25年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について
	議案第 26号	平成25年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について
	議案第 27号	平成25年度筑前町水道事業会計予算について
	議案第 28号	平成25年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について

議 事 録

平成 2 5 年度予算審査特別委員会

[第 2 日]

平成 2 5 年 3 月 1 3 日 (水)

開 会	
委 員 長	本日の出席委員は、１５人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 （９：３０）
委 員 長	昨日の河内委員の未舗装部分について、要望箇所数の件についてで、建設課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 建設課長
建設課長	遅くなりまして申し訳ありません。 報告をいたします。 お尋ねの未舗装率につきましてです。 町道における１、２級、その他の道路で、総延長が４６２，５８４ｍでございます。 また、未舗装の延長が５４，９１７ｍです。 したがって、未舗装率が１１．８％でございます。 次に、道路関係におきます要望書の件数について、でございます。 平成１７年度から平成２５年２月まで、現在の要望書の受付残件数が１３１件でございます。以上でございます。
委 員 長	以上で、建設課を終わります。 都市計画課の予算説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	都市計画課、歳出予算の説明をいたします。 予算書は、９０ページからでございます。 都市計画課の予算は、７款４項都市計画費の全目と同款５項住宅費の全目です。 それでは、７款４項１目都市計画総務費から順次説明をいたします。 ７款４項１目都市計画総務費は、前年度と比較して４６，７１７千円増の７３４，３５４千円を計上いたしております。 増額の主な要因は、次のページに記載する２８節操出金の特別会計への操出額を、昨年度より４５，４８０千円増額していることによるものでございます。 次に、主な予算の内容について、ご説明いたします。 １節報酬は、都市計画審議会委員の報酬、２節給料から９１ページ４節共済費は、職員給与関係の予算です。説明を省かせていただきます。 ９１ページをお開きください。 ９節旅費のうち費用弁償２８８千円は、２３年度から取り組んでいる西田地区住環境整備事業に係るまちづくり推進委員会開催時の費用弁償を計上いたしております。 飛びまして１３節委託料は、西田地区まちづくり支援事業業務委託費３，７６０千円の１事業のみです。 この事業は、２２年度に実施しました西田地区住環境整備事業の基礎調査に基づきまして、地区ではまちづくり推進委員会を組織して、ワークショップや検討会開催を重ねながら、小規模住宅地区改良事業の実施に向けた地区の問題点の洗い出しを行い、現在は地区が目指す住環境整備の在り方と整備方針を検討中でございます。 町では、地区住民が主体となり取り組んでいる、この先進的まちづくり事業を、２５年度においても支援を行おうとするものでございます。 ２８節です。操出金のうち都市計画課関係分は工業用地造成事業特別会計操出金で、特別会計事業に不足する予算１，３３２千円を一般会計から繰り出しを行います。 続いて、２目公園費について、でございます。 都市公園のうち町が設置した公園の管理費と併せ、道路沿線の緑地や草場川沿いの桜並木などの管理費として３９，２１３千円を計上いたしております。前年度と比較

	して1, 906千円の増額です。 主な要因は、15節工事費に、昨年度実施した遊具等の安全確認検査に基づく、遊具等の修繕工事費や本年度に施工する公園の安全確保のための工事費として、昨年度より約2, 280千円を増額して計上したことによるものでございます。 新年度予算は骨格予算ですが、その他の節に計上する予算は、町民の皆様方に安全かつ快適に公園を利用していただくために必要な予算措置でありまして、ほぼ昨年度と同額を計上いたしております。 それでは、主な予算内容について、ご説明をいたします。 11節需用費には、6, 392千円を計上いたしております。 内訳は、公園管理に要する消耗品費、それから燃料費はふれあいファームのガス代です。印刷製本費は、公園利用許可申請書の印刷代と例年どおりの修繕料です。 その他に、光熱水費として、公園内の街灯などの電気料金と公園の公共下水道料金でございます。24年度決算見込額に電気料金の値上げによる影響分も加味して、4, 534千円を計上いたしております。 12節役務費の通信運搬費は、ふれあいファームの機械、警備、通信、電話料です。手数料は、曾根田親水公園、炭焼ため池と三箇山地区の展望広場のし尿汲み取り料です。 水質検査手数料につきましては、公園の上水接続によりまして減額となっております。 次に、13節の委託料です。昨年度より353千円増の22, 118千円を計上いたしております。 都市公園の清掃委託料からふれあいファームの管理委託料まで、説明欄に記載する項目ごとに、24年度の決算見込額と業者からの見積額を基礎に、必要な予算額を試算をしております。 次に、15節工事請負費は6, 776千円を計上いたしております。前年度と比較して2, 286千円の増額です。 内訳は、先ほど申し上げました隔年で実施する遊具の安全点検に基づく遊具等の修繕費約2, 500千円、草場川沿いの桜並木の補植工事費、約500千円の他に、数カ所の公園の安全確保に必要な設備工事等を予定をいたしております。 次に、3目の国交省公園事業費につきましては、365, 326千円を計上いたしております。前年度より20, 646千円の増額です。 24年度は社会資本整備総合交付金の大幅な減額によりまして事業量の見直しを余儀なくされましたが、その後、国の大型補正予算で、24年度補正予算の満額内示を受け、近隣公園の整備事業費、それと多目的運動公園整備事業費のうち調整池の排水路の築造、それと公園東側分の園路築造等の一部の工事につきましては、25年度へ繰り越し手続きを行っております。 それでは、主な予算の内容について、ご説明を申し上げます。 11節の需用費、消耗品の500千円は、公園境界を復元するための境界杭代です。 13節の委託料には12, 655千円を計上いたしております。内訳は、説明欄に記載のとおり、境界測量の委託料と工事施工の管理委託料です。 15節工事請負費には、昨年度より65, 171千円増額の352, 171千円を計上いたしております。 まず、防災面に配慮いたしまして、調整池築造工事、次に基盤づくりとなる敷地造成工事に着手する予定です。併せて施設整備では、雨水排水施設工事、電気設備の幹線路の工事と照明施設を除いた野球場整備工事等を計画をいたしております。 24年度に社会資本整備交付金が、防災・安全・社会資本整備交付金に位置付けられております。
--	---

	このことから２５年度に、国庫補助等の大幅な減額配分はないと考えておりますけれども、国の状況いかんによりましては、２５年度も交付金財政額に合わせた事業組み立てが必要になってくるものと想定をいたしております。 次に、７款５項１目住宅管理費に２１，１６９千円を計上いたしております。前年度と比較して８１８千円の増額です。 これは、４款４項２目公園費と同様に、いずれの節に計上する予算も町営住宅を維持管理するために必要な予算措置であり、昨年度とほぼ同額を計上いたしております。 それでは、主な予算の内容について、ご説明をいたします。 １節報酬は、町営住宅２３団地の管理人報酬でございます。 ９３ページをお開きください。 １１節の需用費には、説明欄に記載する項目ごとに、昨年度予算と同額またはほぼ同額の７，１００千円を計上いたしております。 １２節役務費のうち手数料２３４千円は、団地内空き地の除草とか剪定の手数料を計上をいたしております。 １３節の委託料費、前年度より４８８千円を減額いたしまして、８，０７８千円を計上いたしております。 各委託料は、説明欄に記載する項目ごとに、２４年度の決算見込額から必要な予算措置を試算をいたしておりますけれども、新町団地の上水道接続による専用水道管理費の減、それから、篠隈団地第１期工事完了に伴うエレベーター保守料及び消防施設点検委託料の増を見込んでおるところでございます。 １４節使用料及び賃借料には、これも２４年度決算見込額から必要な予算を試算して、１，２００千円を計上いたしております。 なお、複写機につきましては、本年度から使用料と借上料に分割をして計上いたしております。 １５節工事費には、補修工事費として一昨年及び昨年度と同額の２，４００千円と、空き家解体工事費１，３３０千円を計上いたしております。 ２３節の償還金利子及び割引料の３０千円は、会計処理上に、すでに確定した決算額からは還付処理ができないために、現年度予算から過誤納金として還付するための予算措置でございます。 次に、７款５項２目住宅建設費に１４８，７７５千円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして、１５９，３８３千円の減額となっております。 現在施行中の篠隈団地第１期工事は、当初２４年度の単年度施工を予定しておりましたが、平成２４年の１２月議会定例会で、２４、２５年度の２カ年事業で取り組むことのご承認をいただきました。 このため、今回計上いたしております２５年度の予算は、１１節需用費に計上する落成式開催の諸経費を除きまして、１３節委託料、１５節工事請負費及び２２節の補償補填及び賠償金に２４年度予算から２５年度当初予算へ組み替えた額を、それぞれ計上いたしております。 なお、この措置を説明する継続費に係る調書は、この予算書の１４６ページに整理をいたしておりますので、ご参照ください。 以上で、都市計画課、歳出の説明を終わらせていただきます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	予算書の９１ページです。 １目都市計画総務費の中の１３節委託料、西田地区まちづくり支援業務委託ですが、今後の予定と、いつ頃完了するのか、お尋ねします。

委 員 長	都市計画課長
都市計画課長	25年度に委託料として3,760千円を計上いたしております。 25年度の取り組みといたしましては、崖地の安全性確保、危険な道路の再計画、それから不良住宅の建て替え等に伴う補償費の件と、公園整備など区画整備の手法等についても研究をしていく考えです。 併せて、高齢者と若者による相互扶助システムの構築とか地域コミュニティの構築などの、住宅改良事業に付随する様々な課題等を整理しながら、周辺のまちづくりに資する改良事業を目指した業務メニューを考えて、今年は取り組んで行きたいというふうに考えております。 完成時期ということでございますけれども、今、町では、私どもが所管しております町営住宅の建て替え、それから、多目的運動公園の整備等もございますので、それと見合わせながらですね、事業の組み立てをしていかなければならないというふうに考えております。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これで、都市計画課を終わります。 続きまして、教育課の予算説明を求めます。 教育課長
教育課長	おはようございます。 教育課でございます。 それでは、教育課から歳出予算について、説明をいたします。 時間が限られておりますので、簡潔に説明させていただきます。 まず、予算書54ページをお開きください。 2款5項5目学校基本調査費でございますが、昨年と同額の15千円を計上しています。毎年5月1日現在の幼稚園、小中学校の園児・児童・生徒数及び教職員の法定調査で、地方交付税の算定における基礎資料となるものでございます。 次に、66ページをお願いします。 3款2項1目児童福祉総務費では、教育課の予算としまして、こども未来館の日常的な維持管理に伴う費用を3,414千円計上いたしております。 67ページをお願いいたします。 主なものとしましては、11節の光熱水費、修繕料、及び13節委託料の中で、清掃委託料、警備委託料が主なものでございます。 次に、97ページをお願いいたします。 9款教育費の説明をいたします。 9款1項1目教育委員会費につきましては、教育委員会の運営に要する経費として2,932千円を計上しております。 2目事務局費では、129,427千円を計上しています。 教育長、教育課職員、ALT等の人件費と13節の委託料が主なものであります。 99ページをお願いいたします。 13節で、太刀洗めくばー路線バスの委託料5,200千円と、三箇山地区児童・生徒通学のためのスクールバス代替タクシー委託料2,400千円を計上しています。めくばー路線バスを1便増便したことによりまして、昨年より2,080千円増額となっています。 同じく委託料で、人材派遣委託料については、小中学校に派遣していますパソコンインストラクター1名分の派遣費用でございます。 次に、101ページをお願いいたします。 19節のコミュニティスクール指定校補助金2,000千円につきましては、2年

	間だけ2分の1の国の補助を受けて行うもので、25年度は小学校4校分の補助金で ございます。 中学校は国の補助がなくなりましたので、コミュニティスクール制度の推進に係る 経費は、それぞれの学校予算に計上いたしております。 22節の賠償金につきましては、学校保険であります日本スポーツ振興センターか らの災害共済給付金で、昨年と同額で計上しています。 24年度においては、25年2月末までの発生件数は236件で、2,339千円 の給付を行っております。 3目私立学校振興費として46,861千円を計上しております。私立幼稚園の就 園奨励費補助金並びに私立幼稚園への補助金であります。 就園奨励費補助金については、国から示された単価により計上いたしております。 次に、各学校の支出について、説明いたします。 各学校とも目的によって、学校管理費、教育振興費に分けて予算化しております。 学校管理費では、学校管理に必要な維持管理費のほか、図書司書業務委託料、用務 員業務委託料、給食調理業務委託料などを計上しています。 教育振興費については、教材費や学校給食補助、就学援助費などを計上しています。 なお、25年度から通級指導教室を三輪小学校に開設するため、三輪小学校の中に、 新たに通級指導教室費として目を起こしています。 各学校の25年度予算につきましては、財政から示された配当予算より、各学校の 予算のバランスを考慮し編成をしたところです。 学校施設の工事関係については、骨格予算のため、安全面等で緊急を要するものの み計上をしています。 それでは、101ページをお願いいたします。 初めに三並小学校費の説明をいたします。 1目学校管理費として19,553千円を計上しています。昨年度より4,333 千円の減となっています。 減額の主な理由としましては、町雇いの栄養士を引き上げて、県費の栄養教諭を兼 務させることによる報酬の減と、昨年実施した小工事費の減でございます。 103ページをお願いいたします。 2目教育振興費として5,291千円を計上しております。昨年より633千円の 減となっています。 主な理由としましては、14節で、教育用パソコンのリース料を昨年まで計上して おりましたが、このリース期間が終了したことにより、パソコン借上料の減によるも のでございます。 次に、104ページをお願いいたします。 3項中牟田小学校費でございます。 1目学校管理費として35,132千円を計上しています。昨年度より470千円 の増となっています。 105ページの15節工事請負費の手すり取付工事993千円は、旧校舎の2、3 階の窓に手すりを取り付けることによって、窓からの児童転落の防止を図るもので す。 同じく105ページ、2目の教育振興費9,831千円を計上しています。前年度 より1,802千円の増となっています。これは、学級の課題のある児童に対応する ため、学習支援員を1名配置したことによる7節賃金の増と20節扶助費の増による ものです。 次に、107ページをお願いいたします。 4項東小田小学校費に入ります。
--	---

	1 目学校管理費として38,579千円を計上しています。昨年度より295千円の減となっています。 108ページの15節工事請負費の小工事1,000千円については、学校プール東側水路敷きの張りコンクリート工事でございます。 2 目教育振興費では、13,585千円を計上しています。前年度より1,139千円の減となっています。 主な理由としましては、109ページの14節、教育用パソコンが一部リース期間が終了し、借上料が1,367千円減額となったためであります。 同じく109ページ、次に5項三輪小学校費でございます。 1 目学校管理費として47,691千円を計上しています。前年度より3,304千円の減額となっています。 減額の主な理由は、昨年実施した小工事の工事請負費の減によるものです。 111ページをお願いいたします。 2 目教育振興費では17,876千円を計上いたしております。前年度より5,554千円の減となっています。これは、昨年までは、小学2年生の35人学級対応のため、町単独の常勤講師賃金を計上していましたが、これについては、指導工夫改善加配の県費教職員を充てることとし、その分を4目の通級指導教室費に回したことによる減でございます。 112ページをお願いいたします。 4 目通級指導教室費は、今年新たに設けた費目で、通級指導教室の運営に要する費用を計上したものです。 なお、賃金の常勤講師賃金は、万一県からの県費負担教委職員の配当ができなかった場合の計上で、配当がなされれば不用となるものです。 112ページをお願いいたします。 次に6項夜須中学校費でございます。 1 目学校管理費として、85,179千円を予算計上しています。前年度より2,552千円の減額となっています。 114ページの15節工事請負費の小工事868千円は、体育館南西側側溝の基盤部分の土壌が流出し、空洞となって危険な状態であるため、その補修をするとともに、側溝に先生や保護者の車のタイヤが落ち込むため、ふたを被せるものでございます。 115ページ、2目の教育振興費、17,488千円を計上しています。前年度より465千円の増となっています。 3 目学校建設費は、昨年給食センター跡地とテニスコートを一体的に整備する実施設計委託費を計上していたものでございます。 次に、116ページでございます。 7項三輪中学校費です。 1 目学校管理費として37,319千円計上しています。前年度より2,540千円の減額となっています。 主な減額の理由は、昨年外構フェンス工事を行ったことによる工事費の減でございます。 117ページをお願いいたします。 2 目教育振興費として、16,366千円を計上しています。前年度より94千円の増額となっています。 7節賃金で、支援を要する4名の新1年生が入学し、特別支援学級が1クラス増設されるため、支援員を1名増員をいたしております。 118ページをお願いいたします。 3 目の学校建設費は、昨年給食費の調理場をウエット式からドライ方式に改善する
--	---

	ための増改築実施設計委託費を計上していたものでございます。 次は、１２７ページをお願いします。 ９項文化財保護費でございます。 １目文化財保護総務費として、１４，３７８千円を計上しています。 内訳として、文化財整理事務所の管理費等の一般経費が７，９６９千円、町史編さん事業に要する経費が６，４０９千円となっています。 ７節の作業員賃金は、一般分が２１７千円、町史編さんのための調査員の賃金が２，９９０千円です。 １５節工事請負費の文化財説明板建替工事は、平成１９年度から建て替えを行っているもので、２５年度が最終年度で１０基分を見込んでいます。 １２８ページをお願いします。 ２目埋蔵文化財調査費については、１，８６６千円を計上しています。ここでは、開発行為に伴う試掘調査費用について計上しています。１４節の重機借上料が支出の主なものです。 同じく１２８ページ、３目の文化財補助事業費では、２９，００１千円を計上しています。財源としては、対象経費の５０％が、遺跡発掘調査費として国から補助されます。 本年度は、曾根田地区の宮野前Ａ、これは、昭和６３年に調査をしたものでございます。宮野前Ａ、それから、西田、玉虫遺跡、これは、平成元年に調査をしたものでございます。それから、砥上地区の柏木、宮の元遺跡、これは、平成３年に調査をしたものでございます。 この報告書の作成費用、１８，８１３千円と、朝倉古窯群の八並と山隈の窯跡遺跡の本格調査費６，１８３千円、栗田の若宮古墳群の本格調査費４，００５千円を計上いたしております。 主なものは、７節の整理及び調査のための臨時職員の賃金と、１３節の地形測量委託料、写真撮影委託料、地中探査委託料などでございます。 次に、１２９ページをお願いします。 ４目埋文調査受託事業費については、試掘調査により埋蔵文化財調査の必要が生じた場合の調査費用として、４，８０５千円を計上しています。 去年は、多目的運動公園予定地の調査費用が４，１８５千円ありましたが、その分は、今年は減となったものです。 主なものは、発掘調査作業員の賃金と１３節の委託料などでございます。財源はすべて受託事業収入の文化財調査委託金でございます。 以上、教育課関係の予算について、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	各小中学校ともですね、学校管理費と教育振興費の中に需用費がそれぞれ出てきているんですが、少ないところが１，６４０千円、多いところで５，７１０千円、この差は、生徒数、児童数の関係もあると思うんですが、何でこんなに差があるのか、お尋ねをいたします。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 需用費の中には消耗品費の他に、修繕料それから光熱水費等も、燃料費等も含まれておりますので、それぞれの学校の規模によりましてですね、そういった、特に光熱水費、それから燃料費等はですね、そういった関係で増減がございます。 消耗品費につきましては、基本的に生徒数それから学校の規模というか、教室数、

	そういったもので基本的な金額を算定をし、それに学校の事情を聞きながらですね、増減をしておるところでございます。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	今出した数字は、需用費の中の消耗品費だけだったんですね。それは後で計算します。 それともう1つ、コミュニティスクール事業なんですけれども、小学校は国の補助があるということで、1校当たり500千円、中学校は補助がなくなったということで250千円上がっていますが、それでコミュニティスクール事業ができるのでしょうか、お尋ねします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 2年間の補助対象期間中につきましては、それぞれの学校への導入、立ち上げのためですね、先進地等の視察等の経費等を含めておりましたけれど、2年間補助が終わりますと、そういったところの費用が必要になりますので、後は通常の運営協議会の委員さんたちの日当とか、そういった部分の経費、後はコミュニティを進めていく上での調査資料代、そういったところでございますので、小学校は500千円に対して2分の1の250千円の補助です。中学校はその補助がなくなりましたので、単独分の250千円ということで計上をさせていただいております。以上です。
委 員 長	久保委員
久保委員	各学校の委託料について、お聞きします。 各学校には、学校警備委託料、電気保安業務委託料、いろいろありますが、特に、学校警備委託料の金額がですね、夜須中、東小田、中牟田、106万ぐらい出しております。 それに反してですね、三輪中学校が64万、三輪小が87万とですね、差がありますが、学校の大きさ等じゃないと思うんですが、なぜこの大きな差が出ているのか、ご説明をお願いします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 この学校警備関係の業務委託につきましては、基本的に入札を行っております。その積算につきましては、管財のほうでですね、計算をされておりますので、ちょっと詳細な中身まではございませんけど、結論としては入札の結果でございます。以上です。
委 員 長	久保委員
久保委員	学校の警備あたりはですね、そんなに大きな差があるものじゃないと思うんですよ。三輪中と三輪小学校、かなり少ないんですよ。三並小学校辺りが、小さい学校でありながら968千円。 やっぱりわずかな金額でもですね、経費削減していくことが大事だと思います。 業者選定もできれば統一をして、なるべく安くして経費を落とす。こういう努力、施策も大事じゃないかな。 これは、各学校に任せてあるんですか。教育課としては全くタッチされてないんですか、お願いします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 前段の業者の統一という話もございましたけれども、これは、入札の段階においてですね、業者の説明とかプロポーザルと申しますか、そういった形で業者の説明をする中でですね、その警備会社の、例えば機械警備した場合に、異常があったときに、

	どれだけそこに早く到着できるかということで、その警備会社ですね、そのステーションというか、そちらの配置の場所等の問題もありましてですね、業者がですね、三輪地区と、それから夜須地区と業者が別になっている、結果的にですね、入札の結果別になったということでございますし、施設の部分につきましては、基本的に町有施設ということで、その町の財政管財課のほうですね、そういった処理はしていただいているところでございます。以上です。
委員長	久保委員
久保委員	今の説明、納得できないんですけどね。 筑前町の距離の中で、片や64万、片や100万という数字は大きすぎます。 ぜひ、なるべく経費を、教育関係にはですね、予算的なものを削ってくれとか言いたくないんですよ。しかし、こういう経費は別問題でございますので、なるべく経費のかからないような業者の選定の検討をですね、しっかりもう1回研究、検査していただきたいと思います。 樹木関係はですね、樹木の量とか地元の業者を使わないかとかいうことで、差があるのは十分承知しておりますけど、こういうものはできるだけ業者選定に目を光らせて、なるべく削減をしていただきたい、よろしくお願いしておきます。
委員長	一木委員
一木委員	予算書の101ページでございます。 22節の補償補填及び賠償金5,000千円ということで、昨年同額ということでご説明を受けたわけでございます。 通学時の児童・生徒の事故ということで、236件、2,330千円の給付であったということがですね、25年度の予算と同額ということで説明を受けたわけでございます。 それで、2点お尋ねいたしたいと思いますが。 万一災害に備えるということで、こういった予算はよろしいかと思われますけれども、やはり児童・生徒の通学時の事故、けが等がないことを願うわけでございますが。 この算定の基になっている休学ですね、休学を要するような通学災害が何件ほどあったものなのかなと。給付にも繋がるわけでございますので。 それから、もう1点はですね、安全通学という点からですね、そういった事故等に繋がった原因とか要因とか、そういったものが改善をなされたものであるか、また、繰り返し同様な災害があってはならないということを願うわけでございます。 その辺りについての、改善等も含めて24年度なされて、そして25年度は予算は計上しているけどですね、通学時の事故災害を減らしていきたいということであるかと思われますけれども、その点について、お尋ね申し上げたいと思います。
委員長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 委員ご質問の部分でございますけれども、この給付につきましては、通学よりも学校内での負傷等が大多数でございます。 議員が言われました、通学時によって休学をするような件数というのは、ちょっと今把握をしておりません。 基本的に負傷の中身としまして、骨折、ねん挫、脱臼、それから打撲、切り傷、やけど、そういったものがですね、毎月各学校から報告がなされ、それに基づきまして、うちのほうから請求をいたしているという状況でございますので、集計的にはですね、先ほど申しましたように、24年度の2月末現在で、件数として236件ということで集計をしておりますところでございます。以上です。
委員長	一木委員

一木委員	今、詳しく説明をいただきましたので、内容等が分かったわけでございます。 通学も含むということでございますでしょうけれども、この主なところは、学校内での部活を含めてのけが等であるということでございます。 通学も学校内でのけがもですね、いろんな原因、要因等があるわけでございますので、この辺りはしっかりとその辺りをつかまれてですね、対策等を講じていただきながら、保険はやはり必要でありますしですね、少なくて、事故も件数も少なくなるようにですね、ご努力をお願いをいたしたいと思います。以上です。
委 員 長	河内委員
河内委員	今回は骨格予算ということで、安全面で緊急を要するもののみ計上という説明でしたが、夜須中の柔道場の畳替え、前回、来年度の予算で計上したいというお話でしたが、上がっていないようですが、上げてない理由をお尋ねします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 安全面での緊急性ということでございますが、現在もまだ畳はあるわけでございます。その予算につきましては、政策的予算ということもありまして、骨格予算の保留事業の中に入っているところでございます。以上です。
委 員 長	福本委員
福本委員	予算書の１２７ページの文化財の保護という中で、総務費、事業名の説明がございました。 本来の多目的運動公園の発掘調査が現在行われておるわけですが、この調査期間は大体どのくらいなのか、そして、これまで調査された中で、何か新たな貴重な遺跡の発掘があったのか、この点について、お答えいただきたいと思います。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 多目的運動公園の文化財の調査につきましては、平成２４年度の予算に計上しておりますので、３月３１日までが一応期限となっております。 それで、現在、最後の仕上げと申しますか、そういうところで調査を行っているわけでございますが、現時点ですね、野球場のセンター側の一番奥のところに窯跡が出たということで、その件につきましては、現在、文化庁と協議中でございます。以上でございます。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	予算書の１１５ページの学校建設費、夜須中学校分で今回減額ですが、学校建設費ということの、このグラウンド整備工事実施計画がもう終わっているからということで減額になっていると思いますが、骨格予算ということで、その後の予算措置というのはなされてないんだろと思いますが、補正予算でグラウンド整備というのはなされるというふうなことで理解していいのかですね、政策的なものもあるとは思いますが、 それとまた、テニスコートに隣接している道路がございます。南側にですね。それと同時の工事になるんじゃないかなと思いますので、その点の確認をさせていただきたいと思います。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 予算説明のときに申しておりますように、骨格予算ということでございますので、査定も受けておりませんし、その辺ちょっと答えようがないということで、答弁に代えさせていただきます。
委 員 長	梅田委員

梅田委員	町長、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。
委 員 長	河内委員
河内委員	各小中学校とも大刀洗平和記念館見学が組まれています、何年生を対象にされたものでしょうか、お尋ねします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 小学校につきましては6年生、中学校につきましては2年生を対象といたしております。
委 員 長	河内委員
河内委員	その見学は、平日の授業、ゆとりの授業か生活の授業かで行かれるんですか、お尋ねします。
委 員 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 それぞれの学校の総合的な学習の時間というのがございまして、その時間を活用しながら行っております。 また、交通手段につきましては、町のマイクロバス等を活用して行っております。 また、中学校につきましては、総合的な学習時間を活用する場合と、昨年はですね、8月の6日の出校日の日に行った学校もございます。以上です。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これで、教育課を終わります。
休 憩	
委 員 長	ここで、休憩します。 10時35分から再開します。 (10:23)
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (10:35)
委 員 長	生涯学習課の予算説明を求めます。 生涯学習課長
生涯学習課長	それでは、生涯学習課の説明をいたします。 118ページをお開きください。 8項社会教育費、1目社会教育総務費108,640千円です。前年度比の11,934千円の減となっております。この減の主な理由は、職員人件費の分でございます。 社会教育総務費の主なものですけれども、嘱託職員、社会教育指導員、地域活動指導員等の報酬、及びPTA、青少年育成町民会議等の社会教育関係団体への補助金などを計上させていただいております。 119ページをお開きください。 11節需用費の印刷製本費ですが、今年度策定しました子どもの約束を、来年度その推進のためにポスター等を印刷するということで、昨年より57千円ほど多く計上させていただいております。 120ページの18節備品購入費の32千円ですけれども、これは、金庫を買うということで、予定をしております。施設の使用料を一時保管したりするために必要なため、金庫を買うものでございます。 2目めくばー学習館費33,348千円、1,263千円の増ですけれども、これは、電気料金の値上げによる光熱水費等の増加分でございます。

	めくばーる施設全体の管理費を含んだ経費を計上させていただいております。次に、121ページです。 3目公民館費11,342千円、主なものは、公民館長の報酬、青少年健全育成のための体験活動、公民館講座、自治公民館活動支援のための補助金などが主なものです。 1節報酬の自治公民館長報酬につきましては、議会にご提案しておりますように、報酬の改定を年額から日額に変更のため、515千円ほど減額のところで計上させていただいております。 8節報償費の自治公民館長研修会及び青少年育成指導員の研修会の講師謝金につきましては、新たに計上させていただいておりますけれども、自治公民館活動活性化のための、研修の充実のための外部講師を呼んでの講習ということで計上させていただいております。 19節負担金補助及び交付金、自治公民館等コミュニティ整備費補助金4,283千円ですけれども、これは、朝日西それから朝日東、弥永区の各公園、公民館等の改修に伴う整備費の補助金でございます。 4目公民館支館費3,550千円です。公民館支館の維持管理費が主なもので、例年とほぼ変わらない金額でございます。 123ページをお開きください。 5目コスモス図書館費37,221千円です。2,110千円の増となっております。 この増加分につきましては、15節工事請負費の図書館の工事ということで、1,996千円計上させていただいておりますが、これは、夏場の暑さ対策ということで、図書館内の雑誌コーナーにファンを取り付ける工事、及び図書館の電算システムのサーバーラックを移設し、空調を取り付ける工事を行うためのものでございます。 続きまして、6目めくばーる図書館費でございます。34,701千円、ほぼ前年と同額ですけれども、25年度から子どもの読書活動推進計画の推進に取り組みます。 毎月23日を読書の日、省テレビ、省ゲーム、そして内読の勧めを行ってまいります。そのため、1節の報酬の中に、子ども読書活動推進協議会を引き続き設置して、ここで、その進捗状況を点検してするものでございます。 11節需用費の修繕料につきましては、空調設備の圧力計の交換を行うための修繕料が含んでおるものでございます。 次に、125ページをお開きください。 7目人権・同和教育推進費12,991千円で、372千円の減です。 主に人権フェスタ、人権セミナー、解放子ども会活動、人権・同和教育推進協議会負担金などが主な計上項目で、ほぼ例年どおりの予算となっております。 11節の需用費、太鼓修繕料147千円ですけれども、これは、療源太鼓の一部張り替えというところで計上させていただいております。 126ページ、8目文化振興費です。17,340千円ですが、主な支出内容は、自主文化事業の委託料、町民ホール・ふれあいホール舞台関係の保守点検の経費、町民ホール舞台オペレーターの業務委託、及び文化協会の補助金が主なものでございます。 13節委託料の自主文化事業委託料5,500千円ですが、これにつきましては、マンスリーコンサートをはじめとした講演会等の経費でございます。 14節使用料及び賃借料のJASRAC使用料というのを計上させていただいておりますが、これは、日本著作権協会に著作権使用料を支払うための経費でございます。
--	---

	次に、１３０ページをお開きください。 １０項保健体育費、１目保健体育総務費です。７，１９３千円、２，０１９千円の減となっております。 この減額の理由は、スポーツフェスタ事業の一環として、２４年度はスポーツ活性化にゲストを呼んで、マラソン大会を実施しましたがけれども、２５年度はそういった有名ゲストランナーの招へいは行わないために減額になっているものでございます。 保健体育総務費は、社会体育推進のための予算で、町民ソフトボール大会をはじめとした各種スポーツ大会、体育協会、スポーツ少年団への補助金などが主なものでございます。 １３１ページをお開きください。 １３節委託料のスポーツフェスタ事業委託料３００千円ですが、これは、ソフトボール大会、マラソン大会、ビーチボール大会を各関係団体に委託して行う、その委託料でございます。 １９節の負担金補助及び交付金のスポーツ少年団補助金ですがけれども、昨年よりも２８０千円増額となっております。これは、２５年度より新たにレスリング少年団、それから空手少年団が、このスポーツ少年団に加わるということで、その分の補助金の増でございます。 ２目体育施設費２８，２５４千円です。昨年より６８２千円増額ですがけれども、これは、電気料金の値上げによる増額でございます。 体育施設の維持管理費で、町内にあります農業者トレーニングセンターほかグラウンド等の体育施設の維持管理費でございます。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	予算書の１２３、１２４、１２５ページにかけてですが、めくばーる図書館は、図書資料購入５００万、コスモスが６５０万なんです、ＴＲＣのマークの委託料が倍以上になっているんですね、これの説明をお願いします。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 このコスモス図書館のほうは、１，０５７千円、それから、めくばーるのほうは４７８千円ということで、約倍ということですがけれども。 これは、購入冊数の違いによるマークの、本にマークを付ける場合にですね、その冊数が違うために、極端にこういうふうに大きく開いておるとというのが理由でございます。
委員長	河内委員
河内委員	だから、質問の中でも言いましたが、図書資料購入、めくばーるが５００万、これで何冊買ったんですか、コスモスは６５０万で何冊買ったんでしょうか、お尋ねします。
委員長	今から買うんです。冊数の比較。 生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 まず、予算に計上しています２５年度の予算の、このＴＲＣのマークの委託料の内訳で回答したいと思いますけれども。 まず、コスモス図書館のＴＲＣのマーク委託料ですがけれども、まず、新刊の全点案内ということで、マーク資料が２９千円と、それから、その使用料、このマークの使用料が、基本額というのがありまして、それが５０４千円が入っております。

	あとは本のマーク料が420千円、それからCDが42千円、DVDが29,400円、AV資料の装備費用が30,240円ということで、合計の1,057千円になります。 それから、めくば一るのほうのTRCの委託料ですけれども、こちらは先ほど申し上げました使用料ですね、使用料のほうの504千円が、一括してコスモス図書館費用のほうに計上されてあるということですね、先ほど申し上げました冊数の差ではございませんですね、たいへん申し訳ありません。 この使用料の基本額が、こちらのコスモスのほうに一括して計上されているということで、その違いがあります。失礼いたしました。
委員長	一木委員
一木委員	予算書の131ページでございます。 2目の体育施設費、11節の需用費の中の修繕料ですね、2,000千円予算計上でございますけれども。 この予算計上の内容、具体的にこういった体育施設、どのような修理を計画なされてあるのかを、まずお尋ね申し上げたいと思います。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 この修繕料の2,000千円ですけれども、これにつきましては、町内のそういった体育施設全部のですね、主に照明が多いかと思えます。 照明、それからトイレ等の詰まりとかですね、そういった細々としたような修繕ということですね、大掛かりな大規模な修繕は、この経費の中には含まれておりません。以上でございます。
委員長	一木委員
一木委員	4月の末頃に、利用者の方からご相談を受けましたのが、農業者トレーニングセンターということで、この中には、両サイドに暗幕のカーテンがですね、天窓の下のほうにございます。 南側のほうの天窓の両端のほうがですね、かなりやはり傷んでいるというふうなことでございました。私も確認をさせていただきました。 それから、利用者の方がお出ででございましたけれども、北側の床窓のところが、夏場は開けたいんですけども、開けるとボール等が外に飛び出すということで、ネット等を張って対応しているということで、網戸がないと。南側は網戸があるということですね、傷んでなくなったということでございます。そういったことをお願いしたいなということでございました。 それから、もう1点が天井ですけれども、雨漏りがあるということで、余計雨が降る時は、バケツ等をですね、ちょうど真ん中付近かと思われま。バケツ等を置いてですね、雨漏り等の対策をしていると。床が、雨が降って濡れた場合は、利用者の方が滑って転ぶ、けがするということ等でございます。 そういうことで、私も確認をさせていただきまして、そういったことでございました。施設の方にもお尋ねしました。 生涯学習課のほうにもその後伺いまして、写真も撮っておりましたので、確認をさせていただいたわけでございます。生涯学習課のほうも確認をいただきましてですね。 それでもって、この修繕料の中でですね、計画をしていただけるものなのかなということで、お尋ねをさせていただいたわけでございますけれども、小規模の修繕ということでございますので、今の点はですね、一応それぞれまた検討していくということでおっしゃっていただいておりますけれども、どれもがまた必要な修繕の内容かと思われま。

	特に、雨漏り等はやはり建物も傷みますしですね、計画的にひとつ取り組んでいたきたいと思いますが、その点について、またひとつ課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 農業者トレーニングセンターの南側のカーテンにつきましては、両端のほうが確かにですね、仮設的につけた、以前ですね。元々本来、農業者トレーニングセンターにはカーテンが付いてなくてですね、それで、やはりどうしても南側のほうがガラス窓ということで、まぶしいということで、その後、仮設的に付けたようなですね、カーテンが現在付いておりますので、その点、できるだけ遮光できるようなことを今後考えて、どれぐらいの経費がかかるものなのかを判断してですね、どうするか検討させていただきたいと思います。 それから、網戸があるところ、ないところということですが、元々は網戸はあったということで聞いております。 ただ、バレーボールとかバスケのボールが網戸に直接当たると、そういったことで破れて、それがですね、そのままになって、もう網戸は取り外したということで、もし今後、網戸をまたはめ直すとすれば、鉄格子をですね、あそこ前面に作らなくてはいけないということが考えられます。 そういったことから、もしそれをするとすれば、また相当な経費がかかってきますので、その辺りもきちんとですね、どれぐらいの予算がかかるのかを調べて、そして必要であればまた計上したいと思います。 それから、天井の雨漏りにつきましては、これは、一部、特に大雨のときにはですね、漏れているということは聞いておりますけれども、どこから漏れているか、あるいはそれをまた調査しということになるとですね、相当なまた経費もかかろうかと思っておりますので、その辺もですね、業者と関係のそういう専門のところとですね、調査していただくなりして、今後の対策を講じていきたいというふうに思います。以上でございます。
委員長	久保委員
久保委員	131ページ、2目の体育施設費の中の賃金のことでお聞き申し上げます。 町民プール監視員賃金が2,541千円と計上されております。 今までの経費の中で、延べ日数と延べ人数、分かれば教えてください。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 町民プールの監視員の賃金でございますけれども、平日が6人で6時間、これが12日分ということで324千円、それに監視員の、今度は休日分が平均6.5人の9時間の50日分ということで、2,193,750円。それから、プール監視員の研修ということで、15人の2時間の1日ということで、22,500円。この合計で2,541千円でございます。以上でございます。
委員長	久保委員
久保委員	学生のアルバイトとか、そういう方を雇ってあるという話を以前聞きましたけど。確かにプール関係は、死亡事故も多発して安全の確保というのは大事でございます。 しかしながら、今、学校関係では保護者等がやっておりますが、この254万というのはかなり大きな経費でございます。ボランティアの要請とかシルバー人材の雇用、その中には責任者もちろん必要でございますけど。 そういうことを加味しながら、この経費を削減していくような方法、考え方はでき

	ないものでしょうか。お願いします。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 以前、他の自治体で、公営のプールでの死亡事故が以前ありまして、その後法律が変わりまして、このシルバー人材等にはですね、この監視員は委託できないというふうに、あくまでも町が直接雇用する。若しくは、そういった資格を持っているところでない委託できないというふうな法律が、昨年から変わりました。 それに伴って、今年度もそういうことからですね、監視、今まではシルバー人材センターの高齢者の方がですね、一部監視員もしていたんですけども、それができなくなったので、本年度は増額ということで、そういった理由から増額になっているところでございます。以上でございます。
委員長	梅田委員
梅田委員	ピアノの調律について、お尋ねをいたします。 １２０ページ、めくばーる学習館費、ピアノ調律手数料２６千円があります。 １２６ページの文化振興費、ここにも手数料１０８千円というのがあります。 このめくばーる学習館のピアノ調律手数料というのは、めくばーるにある分だと思うんですね。 先ほど言いました１２６ページのは、これは、めくばーるのホールのほうの何百万もするピアノの分ということで理解していいのかなと思っています。 夜須のほうにですね、公民館支館に寄贈されてピアノが１台ございます。そして、コスモスのふれあいホールの方にも、これも高額なグランドピアノがあります。 この点のピアノ調律というのが、どのようになっているのかということをお尋ねいたします。
委員長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 まず、１２０ページのめくばーる学習館費のピアノ調律手数料につきましては、これは、めくばーる学習館の２階にＯＡ研修室がありますが、そのこのアップライトのピアノですね、その分の調律でございます。 それから、１２６ページのピアノの調律手数料の１０８千円につきましては、これは、町民ホールにありますグランドピアノはですね、ステージにありますグランドピアノと、それからホアイエにありますグランドピアノ、この分の調律でございます。 なおですね、公民館支館費の、１２３ページの役務費の中の手数料がありますが、これが公民館支館のピアノの調律の手数料でございます。以上でございます。 それから、ふれあいホールはですね、ふれあいホールの分の手数料につきましては、文化振興費ですね、先ほどホールの２台を申し上げましたが、それにもう１台プラスですね、ホールの分は文化振興費のほうの１０８千円の中に含まれております。失礼いたしました。
委員長	梅田委員
梅田委員	先ほど申しましたように、公民館支館のピアノはですね、やはり寄贈されて、私たち使わせてもらっているんですが、もうそれは２０年ぐらいいは経っていると思います。 しかしながら、ちょっと音が外れた部分もございましてですね、そのまま使っておりますけれども、やはり寄贈していただいた方の気持ちを考えれば、そういったことをきちっと調律をしていただきまして、ちゃんとした状態で使えるように、やっぱりすべきじゃないかなというふうに考えます。 それとグランドピアノが、コスモスとめくばーるのほう、これは、プロの方とか発

	表会とか、そういったときに使われていると思いますが。 やはりグランドピアノ、高級なものになりますと、ちゃんとした管理が必要になると思います。部屋があって、そこで空調的なものも管理されて、保管をされているんじゃないかなと思います。 めくば一るのほうのグランドピアノがどういう状態で保管されているのかは知りませんが、コスモスのふれあいホールのグランドピアノ、その保管場所の中にはですね、いろんな資材がありますので、置き場所がないということもあるんでしょうけれども、ピアノの保管場所の中に、ものすごくいろいろ資材が入った状態なんです。 そういったことで、やはれそれは改善すべきじゃないかと考えますが、見解をお尋ねいたします。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 まず、支館のピアノにつきましては、年1回の調律を行っております。他のピアノ、グランドピアノ等についてはですね、定期的に演奏会とかあっておりますので、その演奏会に使われる方がですね、その弾かれる方に合わせたようなまた調律をですね、1回1回されてありますので、調律の回数は、うちでやっている以外にもあっているということで、違いがあらうかと思います。 それから、グランドピアノの保管の場所の件ですけれども、ふれあいホールのグランドピアノにつきましては、今、梅田委員ご指摘のとおり、そのグランドピアノを入れておる部屋の中にですね、ステージで使う演台とかですね、一部机でありますとか、そういったものも入れております。 なかなかそういう、なおす適当な場所がなくて、そういったようになっているのだと思っておりますので、今後そういったものはですね、他のところに保管できるかどうか、十分検討して改善に努めてまいりたいと思います。
委 員 長	梅田委員
梅田委員	グランドピアノにおきましては、ちゃんとした、そのために保管場所というものを作られておりますので、適切な保管をしないと、かなりの高額のピアノであります。 プロの方が演奏するときに、調律をしてから使用するからいいんだというものではないと思いますので、十分その辺の検討をお願いしたいと思います。 それと、公民館支館のピアノは、調律をしてくださっているという説明でございましたが、やはりどうしても音が外れている箇所がありますので、やはりきちっと使える調律をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。
委 員 長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 グランドピアノ、あるいは支館のピアノですね、今後もきちんと保管に努めてまいりたい、そして、管理もですね、しっかりと努めてまいりたいというふうに思います。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これで、歳出を終わります。 続きまして、歳入の説明を求めます。 財政課長
財政課長	それでは、平成25年度一般会計予算の歳入の説明を申し上げます。 予算書の10ページをお願いいたします。 先月の全員協議会なり、昨日の予算の概要の中でも歳入の説明をしております。できるだけ重複しないような説明をしたいというふうに考えております。 10ページ、1款町税でございます。 1項の町民税から11ページ中段の5項入湯税まででございますが、総額で2,9

	07, 352千円を計上いたしております。 この中で、軽自動車税あるいはたばこ税については、増額というふうになっております。しかしながら、町民税以下の税については減額となっております。 また、この中の2項の固定資産税の2目に国有資産等所在市町村交付金がございます。今回556千円の増額と見ておりますけれども、これは、県有財産、これの償却資産部分の未通知分、これがあつたためにですね、5カ年間の遡及で交付金をいただくという形で、この部分を増額として上げて計上いたしております。 それから、2款の地方譲与税につきましては、平成24年度の決算の見込みと国の地方財政対策の自動車重量税の見込みに対応して、減額で計上いたしております。 3款の利子割交付金から12ページ、8款の自動車取得税交付金まで、これについても24年度の決算見込み等で計上をさせていただいております。 それから、下段の9款の太刀洗通信所の交付金は、昨年同額で見込んでおります。 13ページ、10款の地方特例交付金は、17,000千円の減額でございますけれども、24年度の決算見込みで計上しております。これは、住宅ローン減税、この部分が交付金として来ておりますが、この部分の減でございます。 地方交付税につきましては、3,709,449千円を計上しております。国の地方財政対策で、総額で2.2%の減額がされておると。それから、職員人件費等の抑制策、本町引き直しますと、約76,000千円ほどの減額になるということで、それを減額で見えております。 それから、留保分として、特別交付税と合せて2億円、一応、予定をしております。 12款は、交通安全対策特別交付金、昨年同額で計上をいたしております。 13款分担金及び負担金でございますけれども、それぞれ説明に記載の事業の分担金で、説明については省略をさせていただきますけれども、この中の1項分担金の民生費分担金、これにつきましては、包括支援事業分担金がございます。 介護保険の包括支援センターが広域連合から町へ移管されたことによって、新たに出てきたものでございます。 次に、14ページでございます。 14款使用料及び手数料で、1項の使用料の2目大刀洗平和記念館入館料につきましては、入館者の見込み減によりまして、昨年よりも17,000千円の減、37,000千円を計上いたしております。 15ページ、土木使用料の住宅使用料につきましては、4,870千円の増、80,633千円を計上いたしております。 16ページからの15款国庫支出金でございますけれども、それぞれ説明欄に事業名を記載しておりますので、主なものだけ説明を申し上げたいと思います。 1項3目、1節に子ども手当負担金として、361,016千円を計上いたしております。 2節の児童福祉負担金につきましては、本年は民間保育所が2カ所増えたことによります国庫分、59,568千円の増額で、94,982千円を計上いたしております。これにつきましては、運営費の50%が国庫、これに県、町それぞれ25%を加算して運営がなされるということになります。 4目、1節保健衛生負担金の未熟児養育医療負担金につきましては、県より移管された新規事業でございまして、未熟児に対して、医師が入院養育を必要と認める者への養育に必要な医療給付の国庫負担分でございます。 17ページでございますけれども、2項7目、2節の道路整備費補助金の社会資本整備総合交付金は、南北線道路改良、まちづくり交付金事業でございます。 5節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は、主に公営住宅建設の交付金でございます。
--	---

	6 節公園整備費補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、多目的運動公園整備事業の交付金でございます。 1 8 ページ、1 6 款県支出金でございます。 1 項 3 目、6 節社会福祉負担金につきましては、金額は少のうございますけれども、民生委員、児童委員の本年度 3 年ごとの改選期になります。そういった関係の負担金でございます。 1 9 ページ、2 項 2 目、2 節企画費補助金につきましては、朗読指導、戦跡フィールドワークガイドに必要な、戦跡地図等の印刷製本費を、県の個性ある地域づくり事業補助金、補助額 2 分の 1 を受けて行うものでございまして、その補助額でございます。 2 0 ページ、安心子ども基金につきましては、昨年までは国庫の子育て支援交付金事業を、各都道府県に設置の安心子ども基金を積みまして、県費事業として、国庫から県費に移管されて交付されるものでございます。 ページが飛びまして、2 2 ページでございますけれども、1 7 款財産収入でございます。 2 目各種基金の利子につきましては、6, 7 4 5 千円の増としまして、増で 3 9, 6 7 0 千円を計上いたしております。 2 3 ページ、1 9 款 2 項の基金繰入金につきましては、8 4 6, 6 9 6 千円の増額でございまして、総額 1, 3 9 4, 8 2 3 千円を計上いたしております。 この基金ごとの繰り入れの事業につきましては、全員協議会資料の No. 2 の 5 ページに記載しておりますし、説明もいたしておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。 次に、2 4 ページ、2 0 款繰越金から 2 1 款諸収入につきましては、説明欄に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。 次に飛びまして、2 8 ページ、2 2 款町債でございます。総額、前年比 2 9 8, 0 9 1 千円の減でございます。額的には 8 6 4, 1 0 9 千円の借入予定でございます。 内容等につきましては、全員協議会の資料 No. 1 の 6 ページに記載しております。説明については、省略させていただきます。 以上で、歳入の説明を終わります。
委 員 長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 一木委員
一木委員	お尋ねいたします。 2 2 ページでございます。 財産貸付収入の土地建物貸付収入で、篠隈保育所敷地の賃貸料ということで、1, 0 4 4 千円が計上されてありますけれども、これにつきましては、敷地ということで土地ですね、建物というのはどのようになるものか、なっているものかということで、お尋ねを申し上げたいと思います。 これは、民営化に伴うことじゃないかなというふうに理解をしているところですが、土地、建物で、土地の賃貸、建物というのは含まれているのか、どのような取り扱いなのかということでお尋ね申し上げたいと思います。
委 員 長	財政課長
財産課長	説明申し上げます。 土地につきましては、有償ということでですね、これは、篠隈保育所の民営化に伴う、あそこの土地の有償。固定資産相当額と言いますか、そういった形で確か算定しておったと思います。 それから、建物につきましては、無償貸与ということであつたと思っております。

	以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	予算書の20ページです。 民生費県補助金の中の上から6番目、安心こども基金15,578千円あるんですけど、これは、こういった事業に使うことができるのか、お尋ねします。
委 員 長	財政課長
財政課長	後で調べてお知らせしたいと思います。すみません。
委 員 長	福本委員
福本委員	予算書の最後の説明であった、28ページですけど、臨時財政対策債がですね、25年度については、584,000千円ということで、昨年と比較しまして、これは、やっぱり骨格予算でこういった額になっておるのか、その点お答えいただきたいと思います。
委 員 長	財政課長
財政課長	これにつきましては、地方交付税の一部、現金で国が交付税措置ができないから、こういった形で借金してくれということでございまして、これは、町が骨格予算を組んでいるから、その額ということではございません。あくまでも国の財政計画の中で、この総額が定められます。それに基づいて、まだ町としてはまだ見込みでございます。筑前町にいくら来るかという部分についてはですね、まだはっきりした額は定まりませんけれども、そういった大まかな見込みでしておる部分でございます。
委 員 長	福本委員
福本委員	実は昨年在、確か45億だったと思います。 450,000千円ですか、分かれば教えていただきたいと思います。
委 員 長	財政課長
財政課長	臨時財政対策債、昨年度でございますか、580,000千円でございます。 当初予算概要、全協資料のNo.1、資料の中に記載をいたしております。
委 員 長	財政課長、後のやつは分かりました。 財政課長
財政課長	先ほどの河内委員からの安心こども基金の事業の中身ということで、こども課から資料をいただいておりますので、それに基づいて説明申し上げたいと思います。 これにつきましては、事業面につきましては、3点あるようでございます。 1つは、保育所での一時預かり事業、この部分が1,570千円。 それから2点目が、保育士等処遇改善臨時特例事業、これが5,410千円、民間3保育所への補助だそうでございます。 それから3点目に、地域子育て支援拠点事業、あいあいとたんぼぼの運営補助金7,400千円。 その3つの事業のようでございます。以上でございます。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第21号「平成25年度筑前町一般会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委 員 長	異議なしと認めます。 議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委 員 長	挙手多数です。 したがって、議案第21号「平成25年度筑前町一般会計予算について」は、原案

	のとおり可決されました。
休 憩	
委 員 長	ここで、休憩をします。 午後１時２０分から再開します。よろしくお願いします。 （１１：２８）
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１３：２０）
委 員 長	議案第２２号「平成２５年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	国民健康保険事業特別会計について、ご説明申し上げます。 まず、１ページをお開きください。 平成２５年度筑前町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出の総額を３，４１９，３６２千円とします。これは、対前年度比０．１％の増ですが、２４年度の補正予算（第２号）と比較しますと、１．５％の減になっております。 第２条ですが、借入の最高限度額は５０，０００千円とさせていただきます。 第３条、第１号につきましては、人件費に過不足を生じる場合、款内の流用ができるという規定でございます。 第２号につきましては、保険給付費に過不足を生じる場合、款内の流用ができるという規定でございます。 予算の概要でございますけれども、平成２５年度の国民健康保険事業特別会計の特徴としましては、まだ２４年度分が大きく変化する要素がございますが、２４年度赤字の場合につきましては、２５年度からの繰上充用が必要になってくるということも想定されます。 これにつきましては、決算確定と同時に補正が必要となりますので、専決処分をさせていただきますことになると思います。 また、国民健康保険税につきましては、医療費は安定していますし、税率も県下の平均よりも高い状況であり、経済状況もまだ不安定ということもあり、運営協議会の中で据え置きという意見を得ています。 歳入につきましては、一般会計が骨格予算ということもあり、法定外の繰り入れを予算化しておりません。その分も含め、国庫支出金に対する期待を込めて、国庫支出金に上乗せしたものになっています。 国保会計におきましては、大きな施設分のほとんどが制度により義務付けられた支出でありますけれども、８款の特定健診につきましては、予算額は昨年並みですけれども、地域健診と予約制の確立を図るところで、予算化しているものでございます。 それでは、事項別明細で説明したいと思います。 まず、１４ページをお開きいただきたいと思います。 １款１項１目一般管理費につきましては、６，０００千円ほどの減額ですけれども、この分につきましては、育児休暇分の嘱託職員の報酬がなくなったことと、２節から４節は６名分の人件費の減額が主な理由でございます。 また、保険証のカード化に伴う分につきましては、封入れ作業分と保険証の印刷費

	を、１１節需用費に印刷製本として一本化をしております。 同じく１４ページの２目ですけれども、連合会負担金につきましては、ほぼ昨年同額でございます。 １５ページ、２項１目賦課徴収費もほぼ昨年と同額です。 ３款１項１目運営協議会費につきましては、実際の会議日数に合せて減額をしております。 次に、１５ページから１６ページですけれども、２款の１項から３項ですが、ここ数年退職者への移行が多く、その結果、一般被保険者分は高額療養費を除き、１項療養諸費から３項移送費までの全体で２．６％の減額になっております。反面退職者医療分は、４１．２％の増額になっております。 ただ、退職者医療分は、支払った費用から退職者の税相当分を差し引いた額が、療養給付費交付金として交付されますので、国保の一般会計にはほとんど影響がないということで、対象者の把握や勧奨に努めているところでございます。 次に、１７ページ、２款４項出産育児費、５項葬祭費につきましては、昨年と同額を計上しております。 ３款１項１目、２目、後期高齢者支援金、後期高齢者事務費拠出金ですが、社会保険診療報酬支払基金に支払うものですが、基金が示した額により計上しています。項全体で４．５％の増でございます。 次に、１７ページから１８ページにかけてでございますけれども、４款は、前期高齢者納付金ですけれども、７０．７％の減額になっております。 次に、６款１項１目介護納付金も社会保険診療報酬支払基金に支払うわけですが、基金が示した額により計上しております。４．２％の増でございます。 ７款１項共同事業拠出金ですけれども、１目から４目は、高額な医療費が発生した場合に、拠出された中から分配を受ける制度で、保険者間の均衡を目的としたものでございます。 １目の高額医療費拠出金は、８００千円以上の医療費を対象として、２目の保健財政共同化安定事業拠出金は、３００千円以上の医療費を対象とした制度です。 これも国保連合会の試算により計上しておりますが、１目高額医療費拠出金が４．４％の減、２目保健財政共同化安定事業が０．６％の減です。 ３目、４目については、その事務費でございます。 １９ページ、８款１項１目特定健康診査等事業費は、特定検診受診率向上計画を作り、２５年度予算としては、対象者の増加を勘案し、３５％ほどの受診率で予算化しています。 ２５年度は、地域で健康についての意識を高めていただくためと、予約検診の浸透を目指して地区健診を実施するために、予算成立前ではありますが、地区公民館等へ説明に回っております。 １節報酬については、検診での重症者対策に力を入れ、医療費削減を図るため、多受診等の指導者の報酬を、８款２項２目の健康づくり推進費から特定健康診査等事業費に移しています。この分が増額の主な要因でございます。 ８款２項１目疾病予防費は、レセプト点検や医療費通知などの経費を計上していますが、７．２％の減額です。２４年度見込みに合せて減額を行っております。 次に、２０ページ、８款２項２目健康づくり推進費は、パンフレット作成のみの計上をしております。 ９款１項１目国民健康保険給付費支払準備基金は、科目保全でございます。 １０款１項１目利子は、一時借入に対する利息でございます。 ２１ページ、１１款１項１目及び２目は、一般被保険者、退職被保険者への国保税の過年度還付金でございます。
--	---

	3目については、科目保全でございます。 12款1項1目予備費につきましては、20,000千円を計上しております。次に、歳入でございます。8ページでございます。 1款につきましては税ですけれども、24年度の調定見込額を基本に、94%の収納率で計上をいたしております。 24年度の当初予算と比較しますと、1目一般被保険者分については、0.2%の増です。 2目退職者分につきましては、先ほど歳出のところでもふれましたけれども、退職被保険者の伸びを勘案し、22.4%の伸びで計上いたしております。 次に9ページ、2款1項1目督促手数料は、実績に合わせて33.3%の増です。 3款1項1目療養給付費負担金は、療養給付費の2分の1が公費負担され、うち24年度から前期高齢者交付金を除いた額の、国が32%、23年度までは34%でしたけれども、県が財政調整交付金として9%、23年度までは7%です。残り9%は財政調整交付金で交付されますが、療養給付費負担金としては31.7%の増で計上しております。 24年度もそうでしたけれども、赤字分を国庫補助の増額を期待して、この項で調整しているため、大幅な増になっています。 2目高額医療共同事業負担金は、国保連合会の試算で計上しておりますが、国が4分の1を負担するもので、4.4%の減です。 3目特定健康診査負担金は、基準額の3分の1ずつを国、県で負担するもので、5%の減でございます。 3款2項1目財政調整交付金は、先ほど説明しました9%の分ですけれども、30.1%の増です。 説明欄の特別調整交付金は変動が激しく、23年度は6,600万ほどありましたが、24年度は2,700万ほどになっております。 22年度までは50万から200万ほどということで、不安定でしたので、24年度までは予算計上していませんでしたが、25年度分からは23年度程度の金額を期待して計上しております。この分が大幅な伸びになっております。 また、昨年までは2目出産育児費補助金がありましたが、制度の変更によりなくなっております。 4款1項1目療養給付費交付金は、退職者分の支出から税相当額を差し引いた分が交付されますが、24年度の見込額を参考に計上しています。 23年度から退職者被保険者の増加に伴い医療費も増加し、25年度も増加が見込めますので、35.6%ほどの伸びを見込んでいます。 次に、10ページでございます。 5款1項1目前期高齢者交付金につきましては、2年後に清算があり、24年度は大幅な調整額は増額でしたけれども、25年度はマイナスの清算が予測されるため、12%の減額になっております。 6款1項1目高額医療費共同事業負担金は、先ほどの国費同様拠出金の4分の1を県が負担するもので、4.4%の減です。 2目特定健康診査等負担金も国費同様3分の1を県が負担するものですが、5%の減でございます。 6款2項2目財政調整交付金は、医療費に対する県が負担する9%の分で、実績に応じた額を計上しております。2.5%の伸びを見込んでいます。 7款1項1目高額共同事業交付金は、80万以上の医療費が発生した場合、その医療費を共同で処理するための制度で、そこから交付される交付金です。連合会の試算に基づき、これも計上しております。0.03%の減です。
--	---

	2目保健財政共同化安定事業交付金は、30万から80万の医療費に対して行われる制度で、その交付金です。同じく連合会の試算により、0.7%の減です。 次に11ページ、8款1項1目利子及び配当金は科目保全でございます。 9款1項1目繰入金の1節から5節までにつきましては、法定で定められた繰入金です。 24年度までは法定外の繰り入れがこの項にありましたので、25年度は骨格予算ということで、当初予算に計上しておりませんので、大幅な減額になっております。 10款については、科目保全でございます。 次に12ページ、11款につきましては、1項1目及び2目は、一般被保険者、退職被保険者の税の滞納に対する延滞金でございます。 4項1目は、一般被保険者第三者納付金で、交通事故などで国保が立て替えて支払った分を、加害者から納めていただくものでございます。 6目につきましては、特定健診の自己負担金でございます。 11款のその他の目につきましては、科目保全でございます。以上でございます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 宮原委員
宮原委員	国保特会も25年度予算、非常に大変なようでございます。 1、2点質問しますが。 まず、20ページの健康づくり推進事業、これ予算が200万ぐらいの、約41万ですか、42万ぐらい。パンフレット作成だけというふうになっておりますが、そこら辺はどういう、予算がへずられた内容はどういう内容ですかね。
委員長	健康課長
健康課長	この目につきましては、そこに上げています印刷製本につきましては、パンフレットの作成費でございますが、ここで頻回多受診者の訪問指導の予算を昨年までは計上しておりました。 ただ、これには保健師の資格であるとか、いろんなものがございまして、かなり募集をかけておりましたけれども、保健師さんが見つからないということもありましてですね、それならば管理栄養士でですね、重症者の方に対する指導のほうに切り替えようということで、その報酬分を、19ページの8款1項1目の特定健康診査等事業費のほうに移したために、こちらが減額になったものでございます。以上です。
委員長	宮原委員
宮原委員	それは分かりました。 それで、この特会、高齢者社会ですから、もう年々年々給付費が増えていくわけですが、やはり給付費をいかに削減するかということで、そういったいろんな取り組みがされていかなくちやいかんと思いますけれども。 先日の一般質問、副議長の一般質問で、いかに健診率を上げるかというような格好で、35%ぐらいまでは努力したいということでございましたけれども、それはそれで頑張ってもらわなくちやいかんと思いますが。 今、周辺の市町村を見ますとですね、非常に健康体操というんですかね、健康づくり、高齢者の。そういうのが非常に、ひとつのブームになっております。小郡市にせよ、大刀洗町にせよですね。それによってですね、非常に高齢者が元気になっていくと。非常に好評だということで、今、ケービレッジですかね、それでもですね、非常に放送しよるわけですよ。私も何回か見たわけですけどですね。 そういった取り組みを今後、やっぱりやって行かなくちやいかんのではないかと。いうふうに思っておるところでございますが、いろいろ聞いてみますとですね、やはり元体育系の先生あたりが指導者になって、わずかのひとつの金額でそういう指導をし

	てもらっておるということですのでけれども、そういうことに対してですね、健康課として、どんなふうにお思いでしょうかと思って。
委 員 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 特定健診の受診率等につきましては、今、予算の中でも説明しましたけれども、25年度35%ぐらいを目標に頑張っていきたいということで、今、地区説明会とかで頑張っているところでございます。 健康体操とかですね、部分につきましては、今、うちがやっていますのは、老人クラブであるとか、そういうところから要請があった場合に、これは、一般会計の中でございますけど、指導できる人を派遣したりとかですね、保健師が行って健康の話をしたりとかですね、そういうことについては行っております。 ただ、やはりラジオ体操をしたりとかですね、よそではいろんなことが行われておりますけれども、受診率の向上とも併せてですね、一般質問で出ました無料化の問題も含めてでございますけれども、総合的な計画の中にやっていかなければならないんじゃないかなと。 健診の受診率が高いからと言ってですね、医療費が安いかというと、県下の資料を見ますと、一概にそうも言えないという部分もあります。 無料化してあるところも、健診率がそれで上がっているかという、他に何もやってないところは、やっぱり低迷したままでございます。 ですから、総合的な部分、これはもう町長選後に、おそらくそういう総合的な協議がなされると思いますので、そのときがあればですね、いろいろ提案をしていきたいというふうに思っております。以上です。
委 員 長	宮原委員
宮原委員	今、答弁されましたように、やはりそういった問題、総合的にやっていかなくちゃいかんと思います。 健康課、福祉課、生涯学習課、こういった連携を取りながらですね、やはりひとつの何かプロジェクトぐらい作ってですね、やっぱりこの問題を大きく取り組んで行くというんですかね、やはり高齢者の健康なまちづくりというんですかね、そういった面でですね、やっぱり今後取り組んでほしいと思います。 町長、いずれにしろ、答えはあれですけども、こういった方向性についてですね、ちょっと一言お願いしたいと思います。
委 員 長	町 長
町 長	お答えいたします。 今、宮原委員が申されますように、やはり住民自身がですね、自らやっぱり健康になっていくんだと。別に医療費節減が目的ではなくて、あくまで健康づくりが目的であって、その結果として医療費も削減できるというのが本来の姿だろうと思っております。 そういった意味において、大刀洗町、小郡市、筑後市、私もいろいろ話を聞きますけれども、やっぱり多くの方々がかかわっているということが、非常に大事じゃなかろうかと思いますので、ぜひ、そういった政策論議を今後起こしていつて、ぜひ、皆様方と一緒に、住民の方々と一緒になって健康づくりをやっていくというふうな視点で検討していきたいと思っております。
委 員 長	川上委員
川上委員	私も、この8款の保健事業費、特定健康診査等の事業費なんですが、先だって3月10日に山隈で健康講座を開きまして、一木課長補佐さんにはたいへんなお世話をいただきました。

	そのときに、お話が終わった後に話をしていたんですが、今年は集落ごとにですね、特定健診受診された方が分かるんじゃないかなと、集落ごとにですね。ということも聞きましたし、もう1点、話をしておったのが、やはり今年の、24年度ですか、平均寿命が出たんですが、一番高いところが長野県と、低いところが青森県というようなことで、ぴしゃっと出てきたことを話しておったんですが。 筑前町の平均寿命率を見ると、男のほうが非常に低いというようなこともお聞きしました。 であれば、こういうふうなデータをひとつ活用したパンフレットを作ってですね、危機感を住民の方にお知らせするのも、1つの手かなというふうなことも感じました。 35%の受診率の目標ということで掲げておられますので、そのところをですね、それとやはりうちで実施しました健康講座等、こういうふうなものをやはり多くの方にですね、集落に今後お知らせしていただくことも必要かと思いますので、そこら辺の考え方を伺いいたします。
委員長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 健診とかの受診率あたりにしてみましても、この前の一般質問の中でも出ておりましたが、大刀洗町とかになると、10%近く1年間で伸ばしてあると。他にも10%近くが、今年伸びるとするのが糸島市があったと思いますけども。戸別訪問であるとかですね、いろんなことをしてあります。 10%、ガッと伸ばしてあるんですけども、なかなか継続的にやっていくためにはですね、やはり一部職員だけが戸別訪問をして回って、率を単に上げていくというよりも、やはり継続的には地域の力がやっぱり大事になって来るということで、つくづく思っているところでございますけれども。 これも一般会計のほうですけども、健康推進地区モデル事業ということで、今の段階では、骨格予算ということで、継続事業のところの分しか組んでおりませんけれども、こういうのをどんどん広めていってですね、地域でやっぱり健康について考えてもらうようなことを考えていきたいというふうに考えております。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	2点あります。 1点目が9ページです。 9ページの国庫補助金、財政調整交付金、特別調整交付金ですが、23年度が6,600万、24年度が2,400万、今回は期待して6,600万という説明でしたが、そんな期待でこういう数字を上げていいのか、というのが1点。 それと、19ページです。 1目19節負担金補助及び交付金、特定健診無料クーポンですが、70千円ということで、140人分のクーポンの金額だと思うんですが、昨年無料クーポンで受診された方が90人にも満たっていないんですね。 140人にするために、何か対策を考えているのか、お尋ねします。
委員長	健康課長
健康課長	最初の財政調整交付金のところでございますけれども、ちょっと説明が悪かったのかと思いますが。 22年度までは50万から200万というようなことで申し上げましたが、これが増えた理由がですね、退職者に対する影響分ということで、23年度急に6,000万ほど来たわけですけども。それが24年度については下がってきたということですけど、この基礎数字がですね、県の資料でしか分からないという部分がありまし

	て、ただ、今の段階の予算としましては、法定外繰入等の措置をこの予算の中で全然行っておりませんので、9ページの国庫補助金の療養給付費負担金に、ほとんどの分がそこに上乗せしたみたいな格好になっているわけですが。 いずれ見直す必要があるかなというふうには思いますが、ここも期待して上げているというような部分でございます。 それともう1つ、無料クーポンの件ですが、無料クーポンを単に配布しただけではですね、やはり24年度の結果、使用率が11%ぐらいだったと思いますけれども、これを地区の説明会とか回る中であるとか、広報であるとかです、広めていきたいというふうには考えております。以上です。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第22号「平成25年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、議案第22号「平成25年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	続きまして、議案第23号「平成25年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	筑前町後期高齢者医療特別会計予算書について、説明をいたします。 まず、1ページをお開きいただきたいと思います。 平成25年度筑前町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。 第1条、予算の総額を歳入歳出それぞれ312,199千円とする。 それでは、内容についてご説明したいと思います。その前に、後期高齢者医療のお金の流れについて、簡単に説明をしておきたいと思います。 8ページの歳入の2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金のうち保険料負担金を、6ページの歳入保険料と4款1項2目の保険基盤安定繰入金で賄うものでございます。その他の歳出分につきましては、歳入4款1項1目の事務費繰入金の一部2,068千円が主な財源となっております。 それでは、まず歳出でございますが、8ページから9ページでございます。 1款1項1目一般管理費につきましては、ほぼ前年並みの1,234千円を計上しています。 2項1目徴収費ですが、24年度より20万ほど上がっておりますが、通信運搬費の増が主な理由でございます。 2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の試算に基づき計上いたしております。 3款につきましては、前年度同額ですが、1目保険料還付金は、還付が発生した場合に、一度この目より支出しまして、同額を広域連合よりいただくということになっております。 4款1項1目予備費につきましては、昨年同額を計上いたしております。 続いて、6ページから7ページの歳入ですが、1款1目、2目の保険料につ

	きましては、広域連合から示された額で計上しておりまして、全体で５．２％ほどの増です。 ２款、３款につきましては、前年同様科目保全でございます。 ４款１項１目事務費繰入金は、広域連合が試算しました事務費負担金に、一般管理費及び徴収費、その他の費用を繰り入れてもらうもので、６．４％の減でございます。 ２目は保険料負担金を支払う目他の費用を繰り入れてもらうもので、２．６％の増でございます。 ５款１項につきましては、ほとんどが科目の保全ですが、６款２項１目保険料還付金は昨年同額を計上しています。以上です。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	６ページです。 ３款寄附金、１項寄附金ですが、これは、科目出しという説明でしたが、どういった寄附が考えられるのか。そして、今まで寄附はあったのか、お尋ねします。
委員長	健康課長
健康課長	今まで寄附はございません。 一般寄附ということですね、後期高齢者に対して寄附をいただく分ということでございます。
委員長	河内委員
河内委員	今後そういう後期高齢者医療に使ってくださいという寄附がある見込みはあって科目を上げているんでしょうか、お尋ねします。
委員長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 この款につきましては、寄附がいただけるかどうかというようなことを、正直検討したことはございませんが、広域連合の示した案に基づいての項目出しということで、科目保全ということで上げております。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	じゃあ、今度後期高齢者連合に行かれた時に、どうして上がっているか、尋ねておいてください。お願いします。
委員長	質疑が終わりまりましたようです。 これから、議案第２３号「平成２５年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
委員長	異議なしと認めます。 議案第２３号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
委員長	挙手多数です。 したがって、議案第２３号「平成２５年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	続きまして、議案第２４号「平成２５年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	人権・同和対策室でございます。 では、お手元の平成２５年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算書の１ペ

	ージをお願いいたします。 平成２５年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ９，１７０千円と定めるものです。まず、歳出のほうから説明させていただきます。 ８ページをお願いいたします。 １款１項１目一般管理費、本年度予算３，１６３千円、前年比７０５千円の減となっております。 前年度の競売手続きの予算、具体的に申しますと、２２節の裁判所への予納金６００千円の減、それから１３節競売手続き弁護士委託料１００千円の減によるものでございます。 この目の主なものは、１３節弁護士委託料１２０千円、貸付金回収に関します法律相談とともに、督促を連名で送付するものでございます。 ２８節繰出金３，０００千円、職員給与の一部として前年同額を一般会計に繰り出すものでございます。 ２目財政調整基金費９５千円、これは、基金利子を積み立てるものでございます。次に、２款１項公債費、１目の元金と２目の利子、合わせまして前年同額の３，０７２千円です。 ４款１項１目予備費、２，８４０千円を計上しております。 次に、歳入の説明をいたします。 ６ページをお願いいたします。 １款１項県補助金、１目の住宅新築資金等県補助金、２目の償還推進助成事業補助金、合わせまして本年度予算６０７千円です。前年度と比較いたしまして、２７千円の増となっております。 県補助金は、昭和６３年度から平成４年度に貸付しました分に対する利子補給金が５１千円の減、それから、償還推進費分は弁護士委託料９０千円の増によるものでございます。 次に、２款１項１目利子及び配当金９５千円、これは、財政調整基金の利子でございます。 ３款繰入金は科目保全です。 ４款１項１目繰越金、前年度よりも１，０００千円増の４，０００千円を計上しております。 ５款１項預金利子、これも科目保全でございます。 ７ページの５款２項貸付金元利収入、１目の国の住宅新築資金等貸付元利収入から４目の県の住宅改修資金元利収入まで、合わせまして本年度予算４，４６６千円、前年度と比較しまして３６４千円の減となっております。これは、借受人からの償還金でございます。現年度分の対象者がどんどん減ってまいりますので、さらに今後は少なくなっていくものでございます。以上でございます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	７ページです。 ５款諸収入、２項貸付金元利収入ですが、４，４６６千円、これは何件分なのか、あと何人残っているのか、お尋ねします。
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 ８３件で４４人分でございます。

	それから、あと残っておりますのが、滞納分が８３件で、実人数で４４名でございます。現年分は８件の５人でございます。以上です。
委員長	河内委員
河内委員	今、この分は８３件の４４人分で、あと残っているのが、やはり８３件の４４人分という返答でしたけれども、イコールですか。 じゃあ、これがですね、最終償還期日まで回収の見込みはあるのか、お尋ねします。
委員長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	お答えいたします。 平成２９年度が最終償還年ということになるわけでございますけれども、やはり厳しい事情をお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。 というふうなことで、滞納分ということでもかなり多くなっているわけでございますけれども、ちょっとずつでも分割で返していただくということで、日々取り組んでおるところでございます。 したがって、２９年度が最終償還年でございますけれども、その後も借受人の方から償還を、引き続きお願いするという形になろうかと思えます。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第２４号「平成２５年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第２４号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手多数です。 したがって、議案第２４号「平成２５年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	議案第２５号「平成２５年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 下水道課長
下水道課長	議案第２５号の平成２５年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について、説明をいたします。 別冊の予算書をお願いします。 １ページをお開きください。 第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１６３，８１６千円と定める。 農業集落排水事業につきましては、すでに事業が完了し、施設の維持管理業務が主となっております。 ２５年度につきましては、上高場処理区の事業完了後に新築された、栗田区の旭ノ下地区の管路施設工事を計画しております。 ９ページをお開きください。 事項別明細書の説明を行います。 歳出でございます。 １款１項１目農業集落排水施設管理費５９，５４２千円、前年度比６．８％の増となっております。 目の主なものは、使用料、分担金の賦課徴収に要する経費、処理場、マンホールポンプ場の運転管理及び維持管理に要する経費、下水道管渠の点検、清掃に要する経費、

	汚水管渠工事の工事請負費等となっております。 主な節について説明します。 なお、詳細な節の説明は省略させていただきます。 人件費等義務的経費につきましては、説明を省略させていただきます。 11節需用費13,868千円、12節役務費590千円、13節委託料19,549千円、15節工事請負費12,700千円。 10ページをお開きください。 19節負担金補助及び交付金7,580千円、27節公課費600千円、2目基金費60千円、25節積立金は農業集落排水事業基金利子を積み立てるものです。 3目諸費360千円、8節報償費は接続推進奨励金と全納報奨金です。 2款1項公債費、1目元金および2目利子、合計で102,854千円となっております。起債償還金の元金および利子です。 3款1項1目予備費、1,000千円を計上しております。 11ページから21ページの給与明細書等の説明は省略させていただきます。 それと、先ほど栗田区旭^{あさひのした}ノ下と言っておりましたけど、旭^{ひのした}ノ下の誤りですので、訂正させていただきます。すみません。 21ページの地方債の残高の見込みに関する調書については、表に記載のとおりでございます。 7ページをお開きください。 歳入でございます。主なものについて説明いたします。 1款1項1目農業集落排水事業分担金1,400千円です。新規加入見込みについて、12件分を計上しております。 2款1項1目農業集落排水施設使用料39,613千円です。 4款1項1目一般会計繰入金111,642千円、総務管理費及び公債費への一般会計、5款1項3目農業振興費からの繰入金でございます。 8ページをお開きください。 7款1項1目農業集落排水事業債10,400千円、管路施設工事に伴う起債借入の予定額でございます。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	9ページです。 11節需用費の上から3番目、修繕料に5,199千円上がっていますが、内容の説明をお願いします。
委員長	下水道課長
下水道課長	主に2つの処理場とマンホールポンプ場の修繕料でございます。 計画的に修繕を行って、施設の長寿命化を図るために行っておるものでございます。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第25号「平成25年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

	(賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、議案第25号「平成25年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	続きまして、議案第26号「平成25年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 下水道課長
下水道課長	議案第26号の平成25年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について、説明をいたします。 別冊の筑前町公共下水道事業特別会計予算書をお願いします。 1ページをお開きください。 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,198,313千円と定める。 平成24年度末の公共下水道の污水管渠の整備見込みが約99%とほぼ完了しております。平成25年度につきましては、未普及解消事業として、下高場の小隈地区、多目的運動公園の污水管渠整備を計画しております。 また、安全・安心のまちづくりのために、浸水対策事業としまして、新町第2雨水管線の雨水渠整備を計画しています。 公共下水道の施設整備も平成24年度でほぼ完了し、維持管理を主とした業務となっております。今後とも効率的な経営や財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。 10ページをお開きください。 事項別明細書の説明をいたします。 歳出でございます。 1款1項1目公共下水道施設管理費313,314千円です。前年度比0.6%の減となっております。 目の主なものは、受益者負担金、使用料の賦課徴収に要する経費、接続推進奨励金、全納報奨金、利子補給補助金等に要する費用、処理場、マンホールポンプ場の運転管理及び維持管理に要する経費、下水道管渠施設の点検、清掃等の維持管理業務に要する経費、あと福岡県に支払っております流域下水道維持管理負担金等でございます。 前年度予算からの減の主な理由としましては、13節委託料の管路巡視点検清掃業務の点検頻度を、2年に1回行っておりましたものを、3年に1回としたことによるものです。 主な節について、説明をいたします。 節の詳細な説明については、省略させていただきます。 なお、人件費等義務的経費については、説明を省略させていただきます。 8節報償費2,970千円、11節需用費41,665千円、12節役務費3,220千円。 11ページをお願いします。 13節委託料76,437千円、15節工事請負費2,500千円、19節負担金補助及び交付金143,692千円、27節公課費4,000千円。 12ページをお開きください。 2目基金費196千円、基金利子を積み立てるものでございます。 2款1項1目公共下水道施設整備費185,223千円、対前年度比15.9%の減となっております。 目の主なものにつきましては、積算に必要なOA機器等のリース料、26年度以降

	に計画しています依井地区の雨水整備のための実施設計業務委託費、新設公共枿の設置、汚水管渠整備、下水道施設布設後の舗装修繕、雨水管渠整備、下水道施設の補修等に要する工事請負費、福岡県に支払っております流域下水道建設費負担金等となっております。前年度予算からの減の主な理由といたしましては、事業進捗によるためでございます。特に、浸水対策事業における雨水渠工事の進捗によるものでございます。 主な節について、説明いたします。 人件費等義務的経費については、説明を省略いたします。 1 1 節需用費 6 0 2 千円、1 3 節委託料 1 3, 1 0 0 千円。 1 3 ページをお開きください。 1 4 節使用料及び賃借料 3, 7 3 4 千円、1 5 節工事請負費 1 3 2, 7 0 0 千円、1 9 節負担金補助及び交付金 8, 0 0 3 千円、2 2 節補償補填及び賠償金 5 0 0 千円。 3 款 1 項公債費、1 目元金及び 2 目の利子、合計で 6 9 4, 5 8 0 千円です。起債償還金の元金及び利子、並びに資金不足時に借り入れます一時借入金の利子でございます。 4 款 1 項 1 目予備費 5, 0 0 0 千円を計上させていただいています。 1 4 ページから 2 3 ページの給与明細書等の説明は省略いたします。 2 4 ページの地方債の残高の見込みに関する調書につきましては、表に記載のとおりでございます。 7 ページをお開きください。 歳入の説明をいたします。 歳出同様、主なものについて説明をいたします。 1 款 1 項 1 目公共下水道事業負担金 4 8, 2 0 8 千円、前年度比 2 3. 5 % の減です。減の主な理由としましては、事業進捗に伴う賦課対象件数の減少によるものでございます。 2 款 1 項 1 目公共下水道施設使用料 3 5 6, 2 9 9 千円、前年度比 3. 4 % の増です。増の理由としましては、接続率の増加分を見込んだものでございます。 2 款 1 項 1 目手数料 4 4 2 千円、指定工事店の登録手数料などでございます。 3 款 1 項 1 目公共下水道事業費補助金 6 1, 0 0 0 千円、国の社会資本整備総合交付金です。補助率については 5 0 % となっております。 8 ページをお開きください。 5 款 1 項 1 目利子及び配当金 1 9 6 千円、基金に対する利子です。 6 款 1 項 1 目一般会計繰入金 6 6 2, 2 0 1 千円、総務管理費、公債費への一般会計、7 款 4 項 1 目都市計画総務費からの繰入金でございます。 8 款 1 項 1 目延滞金 4 0 0 千円は、負担金及び使用料の延滞金です。 9 ページをお願いします。 8 款 3 項 2 目雑入 2 4 5 千円、主なものは、三輪中央処理区に排水協定に基づきまして接続をしております朝倉市からの分の維持管理負担金です。 9 款 1 項 1 目公共下水道事業債 6 8, 5 0 0 千円、下水道施設整備にかかる起債借入予定額でございます。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	7 ページというか、滞納についてお尋ねします。 下水道は接続したら、いくら滞納しようが、そこに流れていくわけなんですけれども、滞納件数とそれに対する対策はどういうことをされているのか、お尋ねします。

委 員 長	下水道課長
下水道課長	平成２５年２月末現在での数字でございます。 滞納繰越分ですけど、公共下水道の負担金、調定額で２５，３４５千円ほどでございます。件数としまして１，９６２件、これは、期ごとの件数ですので、これが人数ということではございません。 それと公共下水道の使用料の滞納繰越分２８，９７８千円ほどでございます。件数にしまして６，８９０件ほどでございます。 滞納の対策といたしましては、差し押さえ等も２３年度から行っておりますし、あと分納誓約ですね、時効を止めるために督促状、催告状の発送、それと分納誓約を行っております。 あと２４年度から納税推進室と一緒に合同ですね、年３回、４月と８月と１１月に夜間訪問徴収を行っております。以上でございます。
委 員 長	河内委員
河内委員	昨年から年３回、夜間徴収も行っているということでしたが、成果は上がっていますでしょうか。
委 員 長	下水道課長
下水道課長	一応これが、まだ確定の数字ではございませんけど、３回の合計で、訪問件数が３６０件、その内面談した件数が１７３件、面談率が約４８％となっております。訪問の徴収効果金額ですけど、２９０万ほどとなっております。
委 員 長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第２６号「平成２５年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
委 員 長	異議なしと認めます。 議案第２６号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
委 員 長	挙手全員です。 したがって、議案第２６号「平成２５年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
休 憩	
委 員 長	ここで、休憩をします。 ２時４０分から再開します。 （１４：２９）
再 開	
委 員 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 （１４：４０）
委 員 長	議案第２７号「平成２５年度筑前町水道事業会計予算について」を、議題します。 説明を求めます。 水道課長
水道課長	議案第２７号「平成２５年度筑前町水道事業会計予算について」説明いたします。 別冊の水道事業会計予算書をお願いします。 まず最初に、水道事業の概要について、報告をいたします。 平成２４年度末の整備見込みにつきましては、平成２４年度補正予算（第４号）で前倒しをしまして計上しています２５年度の建設改良費３５０，０００千円を除きまして、事業費ベースで約８０％が完了する見込みでございます。

	25年1月末で約4,100件の水道事業加入がございまして、内2,900件、約8,700人の方が水道水を利用していただいております。 25年度水道創設事業につきましては、国の緊急経済対策である24年度第1次補正に伴い、25年度の建設改良費を24年度補正予算に計上していますので、工事費の単独事業分と事務費等を計上した予算となっております。 現実的には補正予算の350,000千円を、25年度に繰り越しまして事業を行うことになります。 24年度補正を合わせました25年度の建設改良事業は、栗田中継ポンプ場の築造工事、栗田、森山、下高場の各一部の配水管布設工事約5kmを予定しております。 また併せまして給水装置工事80カ所、消火栓12カ所の工事を予定しております。 水道創設事業も終盤に入りましたが、普及率が当初計画の67%を相当下回っておりますので、25年度以降の工事での説明会、また広報等によりまして、安心・安全な水道をアピールし普及促進に努めてまいりたいと考えております。 それでは、別冊の25年度水道事業会計予算について、説明いたします。 1ページでございます。 第1条、平成25年度筑前町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。 給水戸数3,250戸、25年度末の予定戸数でございます。 年間総給水量627,800m³、1日平均給水量1,720m³。 主要な建設改良事業は、配水管布設工事です。24年度からの繰り越しと併せて行うことになります。 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 収益的収入319,567千円、収益的支出414,582千円です。 2ページでございます。 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。 資本的収入が資本的支出額に対して不足する額25,731千円は、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、いわゆる内部留保金で補填するものです。 資本的収入10,972千円、24年度からの繰越予定額を加えますと、360,972千円となります。 資本的支出36,703千円、24年度からの繰越予定額を加えますと、386,703千円となります。 第5条、一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。 資金不足が生じる場合に、運営資金として一時的に借り入れするものでございます。 第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費としまして、職員給与費71,386千円と定めております。 次のページをお願いします。 第7条、一般会計からの水道事業会計に補助を受ける金額は、次のとおりです。 高料金対策として109,365千円、県南広域水道企業団建設負担金として47,863千円、事業運営に係る経費としまして6,171千円でございます。 詳細について、説明いたします。 付属書類で説明しますので、飛びますが、19ページをお願いいたします。 最初に訂正をお願いいたします。 収入の1款1項3目の加入金の説明欄にあります25年度分60件とあるのを、100件に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。 では説明を行います。主なものについてのみ行わせていただきます。
--	--

	資本的収入及び支出、収入の部です。 1 款 1 項 営業収益 1 5 8, 6 1 3 千円、前年度比 1 7, 4 5 1 千円の増です。 1 目 給水収益の水道料金 1 5 0, 0 0 0 千円は、2 5 年度決算見込み額をベースに、2 5 年度の利用者の増加を見込み推計したものでございます。 3 目 その他の営業収益の加入金 8, 3 9 0 千円、内訳としましては、2 4 年度の事前加入者 4 5 件の分割納付分と、2 5 年度の加入見込み件数 1 0 0 件を、過去の実績に基づきまして、一括納付と分割納付に分けまして推計したものでございます。 減の理由としましては、建設改良費の減少に伴う事前加入者の減によるものでございます。 2 項 営業外収益 1 6 0, 9 5 4 千円、前年度比 2 4, 9 5 1 千円の増。 2 目 他会計補助金 1 5 7, 2 2 8 千円は、高料金対策に係る経費と県南水道企業団の負担金、一般会計からの補助でございます。 それぞれの金額は、予算第 7 条で説明したとおりでございます。 3 目 消費税還付金 3, 6 5 3 千円、前年度よりも建設改良費が減少するために、還付金も減となるものでございます。 2 0 ページでございます。 支出の部、1 款 1 項 営業費用 3 6 6, 6 8 2 千円、前年度比 5 2, 6 9 0 千円の増です。 1 目 原水及び給水費の受水費 1 0 0, 1 0 0 千円は、県南水道企業団から給水を受ける水道水の料金でございます。 増の主な理由としましては、全員協議会で説明しましたとおり、県南水道企業団の制度改正によるものでございます。 負担金 4 7, 8 6 3 千円は、県南水道企業団負担金で、朝倉系の送水施設と藤山第 2 送水施設、これは、荒木の浄水場から藤山の調整池へ行く配水管でございますが、この分の建設負担金の建設に係る企業債の償還金の負担金でございます。 増の理由としましては、藤山系第 2 送水管の建設工事が 2 3 年度で完了しておりますので、2 5 年度から負担が始まるものでございます。 2 目 配水及び給水費 1 0, 2 0 5 千円は、排水施設の管理に伴う経費でございます。修繕費 3, 0 3 0 千円、2, 9 3 0 千円の増です。 2 4 年度補正で計上しました舗装等の修繕工事等を、本年度は当初予算から計上させていただいております。 動力費 5, 5 0 0 千円、1, 2 6 6 千円の増です。給水量の増加に伴います、四三嶋受水場、二地区にあります中継ポンプの電気料等の増額を見込んだものでございます。 3 目 総係費 7 0, 8 0 6 千円、主に職員 8 名と嘱託職員 1 名の人件費及び事務費等でございます。 2 1 ページをお願いします。 一番下の欄の委託料 4, 6 3 1 千円、1, 5 7 6 千円の増となっておりますが、地方公営企業の一部改正により、平成 2 6 年度予算及び決算から会計基準が変更となります。そのため、会計規定の改正などの支援業務委託 1, 2 2 0 千円を新たに計上いたしております。 2 2 ページの 5 目 減価償却費 1 3 0, 4 4 7 千円、2 4, 6 2 5 千円の増は、2 3 年度工事分が新たに加わったためでございます。 なお、減価償却費は、現金の支出は伴わないものでございます。 2 項 営業外費用 4 6, 9 0 0 千円、前年度比 1, 3 0 4 千円の増。 企業債利息 4 6, 8 0 0 千円は、平成 2 4 年度までに借り入れました企業債償還金の利息でございます。
--	--

	24ページです。 資本的収入及び支出でございます。 国の補正に伴いまして、25年度の建設改良費を24年度補正予算（第4号）に前倒しして計上しているため、大幅な減となっています。 収入の部です。 1款1項の企業債から3項の国庫補助金につきましては、24年度補正予算に計上しましたので0円でございます。 4項他会計補助金6,171千円は、補助対象とならない事務費などの分として、一般会計の衛生費からの収入でございます。 5項他会計4,800千円は、消火栓設置工事分として、一般会計消防施設からの収入でございます。 25ページ、支出の部です。 1款1項建設改良費17,872千円、1目施設整備費の工事費9,301千円は、消火栓設置工事12カ所と単独事業の分でございます。 2目事務費の7,871千円は、職員2名分の人件費の一部でございます。 委託料1,000千円は、栗田中継ポンプ場築造工事の施工管理業務委託でございます。工事内容が専門的な部分がございますので、コンサルタントに委託をするものでございます。 3目営業設備の700千円は、量水器208戸分です。 2項企業債償還金17,831千円は、平成19年度までに借り入れました企業債償還金の元金でございます。 以上で、説明を終わります。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 河内委員
河内委員	他会計からの補助金について、お尋ねします。 3ページに第7条で、一般会計からこの会計補助を受ける云々と書いてあって、この合計が163,399千円なんですが、後のほうで、資料の中の14ページに出て来る、6の余剰金のハ、他会計補助金169,378,578、それと17ページの資本の部に他会計からの繰越金ということで、余剰金の中のハに163,501,378、それぞれ金額が違うんですけど、よく分かりませんのでお尋ねします。
委員長	水道課長
水道課長	最初の7条、予算の他会計からの補助金の合計は、付属書類の3条に係る一般会計からの補助金と、いわゆる収益的収入に係る一般会計からの補助金と資本的収入に掲載をしております一般会計からの補助金を合計したものが、7条に記載している額と同じ額になります。 19ページの他会計補助金が157,228千円でございますが、この金額と24ページの他会計補助金の6,171千円、この合計額が、先ほどの7条の金額と一緒になると思います。 あと2点目の14ページの予定貸借対照表の169,378千円につきましては、ちょっと待ってください。
委員長	水道課長
水道課長	予定貸借表につきましては、企業会計独特なところがありまして、ちょっと内訳、根拠的なものについては、再度調査をしまして、改めて報告をさせていただきます。
委員長	一木委員
一木委員	20ページでございます。 負担金でございますけれども、1目原水及び浄水費の中の負担金でございます。

	金額は47,863千円ということで、これは、説明のほうでは福岡県南広域水道企業団の負担金ということでございますけれども。 先ほど、課長説明では、朝倉の藤山送水場の建設完了分が含まれて、金額が増えたということでございますけれども、少し説明を求めたいと思います。 私もちょっとよく分かりませんでしたけれども、これは、荒木の浄水場からこの水道水をいただくわけでございますけれども、この藤山の送水場というのは、どういうふうな内容の送水場になっているものか。 この荒木の、この浄水場みたいな機能を持つものであるのか、荒木のほうから送水を受けて、この藤山送水場から筑前のほうへいただくものか、その辺りがちょっと分りにくございましたので、お尋ね申し上げたいと思います。
委員長	水道課長
水道課長	お答えいたします。 筑前町への水道水は荒木の浄水場で作られまして、一度久留米の山奥のほうにあります藤山というところの、藤山調整池というところへ一度押し上げられます。それから、自然流下で、小郡市から通って四三嶋の受水場で受けて配水地に上げているわけでございますけれども。 元々1つの送水管があったんですけれども、事故とか震災対応のために第2送水管というのを建設中ございました。このバイパス管ですね。そこの藤山調整池に上げるためのバイパス管の工事が終わりましたので、当然その水は、その管は筑前町に来るための施設でございますので、その負担を筑前町もしなければならぬという分が新しく増えてきたということで、藤山系に一度上がって、それから今度は朝倉系というのを通ってですね、四三嶋まで水道水が来ているということでございます。以上です。
委員長	一木委員
一木委員	ちょっと勉強不足でございましたけれども。 それでは今、現に水道水を筑前町も受水していますけれども、これは、この荒木の浄水場のほうの水道水を、城山のほうの貯水池、ここにポンプアップして、今いただいているというふうに理解しておったんですけれども、それでよろしいわけですかね。 今後が、今お話の、朝倉の藤山送水場からもいただくということになるんでしょうか。その場合は、割合がどれくらいほどですね、二方から受水するということになれば、割合がどのくらいになるのかなと、説明を求めたいと思います。
委員長	水道課長
水道課長	説明が不十分だったかもしれませんが、先ほど言いましたように、以前からですね、最初水道事業が始まったときから、給水開始をした時から、荒木の浄水場から、久留米と八女の境くらいに藤山という地区があるんですけど、そこにいつペンきれいに作った水を調整池というところに押し上げて、そこでまた少し塩素とかを追加してですね、それからまた小郡を経由して四三嶋浄水場まで来ておりました。以前からですね。 その水を城山の配水地に押し上げて流しているということで、今度はその水が、栗田の山麓線のほうには行きわたりませんので、再度栗田に配水場を作ってですね、今年工事をやっておりますけれども、それから山麓線のほうに行くという形で、水の流れの系統は最初から変わっておりません。 それぞれの負担割合は、全体に対する筑前町の計画水量がありますので、その比率に応じて各構成団体で案分して、負担をしているということでございます。
委員長	宮原委員

宮原委員	この水道事業、特別会計は7つあるわけですが、一番気になる事業じゃないかと思います。そういうことで、先ほどの説明で、現在加入者が4, 100ということでしたけれどもですね。 間もなく事業も終わるわけですが、最小限どのくらいの加入者が、今後いろんな債務返済にせよですね、負担金の返済、いろいろずっと出て来るわけですが、そこら辺を見込みされておるのかですね、それを1点お聞かせ願いたいというのとですね、やはり今後の促進策、加入者の促進策、これが非常に大事になってくると思いますけれども、そういう点について、何かお考えがあるかどうか、ただ説明会だけなのかどうか、それをお尋ねします。
委員長	水道課長
水道課長	お答えいたします。 1点目の今後の加入見込み状況ですけれども、現在の状況でいきますと、50%行けばいいほうかなというふうな状況でございます。 本来基本計画でありますと、給水人口を21,000人ほど予定をしておりますけれども、1万人超えぐらいしかいかなないのかなという感じであります。 そういう意味では、最初立てられた財政計画を見直さなければならないかもしれませんけれども、まだ給水開始をしてわずかでございますので、料金改定を上げてですね、今使っている方に負担を増やすというのは厳しい問題があるかと思うので、やはり加入していただいて、現在の料金で経営が安定的にできるようにしていかなければならないと思っています。 2点目の加入の促進対策でございますけど、今、工事中でございますので、新しい工事をするところにつきましては、設計の段階で事前加入をいただいておりますので、工事の際には、加入者以外の方にも来ていただいて、ぜひ加入をお願いしているところではございますけれども、なかなかやっぱり地下水が長い歴史の町でございますし、地域によっては、非常に地下水がいいから、もう水道は要らないよという住民の方もたくさんおられます。 そういう点では、非常に難しい問題ではありますけれども、やはり先ほど言いましたように、広報等なりでですね、やっぱり水道水は安全で安心なんですよということをアピールしながら、日々努力をしていくしかないかなというふうに思います。 答えにはならないかもしれませんが、以上です。
委員長	質疑が終わりましたようです。 これから、議案第27号「平成25年度筑前町水道事業会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、議案第27号「平成25年度筑前町水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
委員長	続きまして、議案第28号「平成25年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	議案第28号「平成25年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」、ご

	説明を申し上げます。 別冊の予算書をお願いいたします。 予算書の１ページをお願いいたします。 平成２５年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算。 平成２５年度筑前町の工業用地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１，７３７千円と定める。 歳入歳出ともに款、項、目が少のございますので、７ページの事項別明細書の内訳でご説明を申し上げます。 ７ページをお願いいたします。 ７ページ、歳出です。 １款１項１目工業団地造成事業費として、昨年度より９７１千円増の１，５３７千円を計上いたしております。 内訳といたしましては、昨年と同様の工業用地調整池の維持管理費、工事費です。 それと２５年度は、工業用地の調整池、コンクリートでつくった部分がございますが、その分の安全確保のために、フェンスを周囲に巡らせております。この分にですね、草刈りの必要があるわけなんです、作業幅が確保できないということで、その草刈りの部分についてですね、コンクリート壁でコンクリートを張ると。 その工事を合わせまして、１，５３７千円を計上いたしております。 続いて、２款１項１目予備費でございます。昨年と同額の２００千円を計上いたしております。 続きまして、６ページの歳入でございます。 １款１項１目一般会計からの繰入金でございます。１，３３２千円をお願いいたしております。 続きまして、４款１項１目繰越金でございます。４０５千円を計上いたしております。以上でございます。
委員長	説明が終わりましたので、質疑に移ります。 (質疑なし)
委員長	質疑がないようです。 これから、議案第２８号「平成２５年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 議案第２８号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、議案第２８号「平成２５年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。
閉会	
委員長	本特別委員会に付託されました、議案第２１号から議案第２８号までの審査が、全部終了しました。 これもちまして、予算審査特別委員会を閉会します。 町長
町長	ごあいさつ申し上げます。 平成２５年予算審査特別委員会審議議案は、骨格予算と言え、一般会計は１１８

	億からの大型予算でもございましたが、8会計すべての議案、慎重審議のうえ可決いただきました。ありがとうございました。 質疑があった事項につきましては、執行にあたって十分留意してまいります。また、ご意見等につきましては、政策予算の参考にさせていただきたいと思います。 それでは、2日間の審議、たいへんお疲れ様でございました。ありがとうございました。
委員長	これで終わります。どうもありがとうございました。 (15:11)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 委員長 矢野 勉